

第2次恵那市総合計画 後期基本計画

令和3年度(2021)～令和7年度(2025)

令和2年10月

第2次恵那市総合計画＜改訂＞ 目次

第1章 はじめに	
1. 計画の趣旨と構成	3
2. 恵那市の概況	4
3. 時代の潮流	5
4. 恵那市の主要課題	6
第2章 基本構想	
1. 基本構想の体系	8
（1）将来像と目標人口	9
（2）理念	10
（3）基本目標	10
2. 土地利用構想	12
第3章 基本計画	
1. 基本計画の体系	13
（1）基本計画のポイント	14
（2）基本施策とSDGsとの関係	15
（3）基本施策と施策・事業	17
□安心	■安心して暮らす
[1] 安心して子どもを育てられる	17
[2] 安心して働ける	19
[3] 安心して日々を暮らせる	21
■生命と財産を守る	
[4] 健康な体を維持できる	24
[5] 犯罪や事故から身を守る	26
[6] 災害から生活を守る	28
□快適	■まちの魅力を高める
[7] 豊かな自然を守り、活かす	30
[8] 独自の歴史・文化を守り、活かす	31
[9] 美しく使いやすいまちをつくる	33
■便利に暮らす	
[10] 行きたいところへ行ける	35
[11] モノや情報が容易に得られる	36
□活力	■いきいきと暮らす
[12] 誰もが学び続けられる	38
[13] 暮らしに豊かさが感じられる	41
[14] もっと住みたいまちになる	43
■まちを元気にする	
[15] 産業をつくり、育てる	45
[16] もっと訪れたいまちになる	47
[17] 資源を活かし、まちを潤す	49
[18] リニア中央新幹線開通を活かす	51
□担い手	■みんなでまちをつくる
[19] 市民サービスを向上させる	53
[20] 地域コミュニティを守り、活かす	55
[21] まちの担い手が育ち、つながる	57
第4章 計画実現に向けて	59
資料編	
1. 計画策定の体制	62
2. 計画策定の経過	63
3. 総合計画審議会	65
4. 目標指標一覧	74

第1章 はじめに

1. 計画の趣旨と構成

(1) 計画の趣旨

- 「第2次恵那市総合計画」は、平成28年度からの次の10年に向けた恵那市のまちづくりの指針であり、行政のみが進める計画ではなく、市民・地域自治区・企業・各種団体など、さまざまな主体が目標達成に向けて参画・連携する計画とします。

- ・「総合計画」とは、条例※に基づく市の最上位の計画であり、総合的かつ計画的な市の運営を図るための計画です。

※恵那市総合計画条例（平成26年3月20日 条例第2号）

- ・当計画の策定に当たっては、市民の声を取り入れた指針とすることを最も重要視し、市民による「総合計画策定審議会」にて計画案を策定するとともに、20歳代から40歳代の市民による「まちづくり市民会議」や「市民意識調査」、「市民公聴会」、「地域懇談会」など、さまざまな市民参画の場を設けて計画づくりを行いました。

(2) 計画の構成

- 当計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

①基本構想

- ・計画の目標部分に当たります。
- ・目指すべきまちの将来像など、様々な施策や事業の根幹となります。
- ・目標とする人口や、土地利用の方向性（土地利用構想）も定めます。
- ・計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間です。

②基本計画

- ・基本構想に向けた手段を示します。
- ・具体的な分野毎の施策展開の方向や、達成すべき目標（指標）を定めます。
- ・計画期間は、前期と後期に分け、各5年間です（社会経済情勢の大きな変化などがある場合には、計画期間にかかわらず見直します）。

③実施計画

- ・基本計画を実現するため、行政が行う各事業の内容や実施する年度を明らかにして、行財政の運営を具体的にします。
- ・計画期間は、前期と後期に分け、各5年間とし、内容は毎年度見直しを行います。

※実施計画は、別に作成・公表します。

計画の 構成	計画の期間（年度）									
	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	10年間									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

※実施計画は毎年見直し

2. 恵那市の概況

(1) 地理

【位置】岐阜県の南東部に位置し、中津川市、瑞浪市、八百津町、白川町、長野県（平谷村、根羽村）、愛知県（豊田市）に接しています。

【気候】太平洋側気候の影響を受ける準内陸型であり、夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しく降雪は少量、年間を通じて比較的安定しています。

【地勢】市域は東西 32km・南北 36km、面積は 504.24k m²で、77%を山林が占めています。海拔は 179m～1,709m で、笠置山・焼山などの山々が連なり、木曾川や矢作川が流れ、美しい山や川に囲まれています。

【交通】名古屋市から車や電車で約 1 時間の距離にあり、中央自動車道恵那 IC により中京・関西方面と結ばれています。基幹道路は国道 19 号・257 号・363 号・418 号などがあり、鉄道は JR 中央本線、明知鉄道（第 3 セクター）が通っています。

(2) 沿革

○恵那地域は、明治 22 年の町村制施行後、明治・昭和の大合併により恵那市・中津川市・恵那郡（11 町村）となりました。

○その中で、恵那市と恵南地域（岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町）は、古くから歴史・文化的に、また経済的にも深く関わりを持ってきました。



○社会情勢の急激な変化に合わせ、人的・財政的基盤を強化するため、新たな合併の必要性が生じました。そこで、恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町が合併し、平成 16 年 10 月 25 日に現在の「恵那市」が誕生しました。



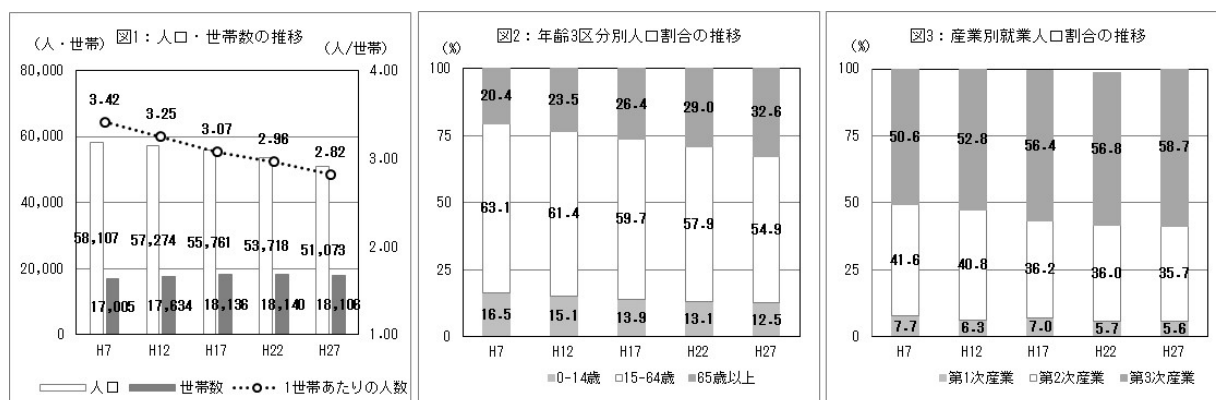
○新・恵那市誕生後は、「地域自治区」を市内 13 地域に設置し、住民自らによる地域自治を推進しています。

(3) 人口（総人口・世帯数・産業別人口）

○総人口は減少傾向・世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行が伺われます[図 1]。

○人口割合の変化を見ると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少に対し、高齢人口（65 歳以上）の増加により、少子高齢化が進んでいます[図 2]。

○就業者総数に対する産業別人口割合は、第 1 次・第 2 次産業の割合が緩やかに低下する一方で、第 3 次産業の割合は上昇しています[図 3]。



出典：国勢調査

注：図3は就業者総数に対する割合であり、「分類不能」は図示していない。

3.時代の潮流（市を取りまく全国の動向）

- 「社会の基盤（人・地域・自治）」と、それらに影響を与える「さまざまな社会的要因」の中長期的動向を整理します。

社会の基盤

【人・地域・自治】

○急激な人口減少と少子化

- ・我が国の人口は、平成20年をピークに人口減少局面に入り、合計特殊出生率は1.56（平成30年）と低水準が続いています。
- ・長期的に見ると、令和42（2060）年には人口が1億人を割り込んで9,284万人になり、居住地域のうち6割以上の地域で人口が半分に減少し、さらに2割の地域では無居住化すると推計されています。

○自治体や地域の自立に向けて

- ・価値観やライフスタイルの多様化によりコミュニティ意識の希薄化が進む中で、家庭や地域のコミュニティが見直され、自治体では協働のまちづくりや地域自治の取り組みが進められています。
- ・国では地方創生を主要課題に掲げ、自ら考えながら活性化に取り組む地方自治体や地域を支援する動きが出てきています。

【関連】4. 恵那市の主要課題（1）自治の基盤となる課題

社会の基盤が、さまざまな社会的要因の課題に対応

さまざまな社会的要因が、社会の基盤に影響

さまざまな社会的要因

【高齢化】

○超高齢社会の進展

- ・我が国の高齢化率は上昇を続けており、28.1%（平成30年）となりました。
- ・長期的に見ると、高齢者人口は令和24（2042）年にピークを迎える一方で、総人口の減少とともに老年人口も減少するが、高齢化率は上昇を続け、令和42（2060）年には38%を超える水準まで高まると推計されています。

【防災・減災】

○大規模災害への備え

- ・東日本大震災を教訓として、国土や地域の強靱化に繋がる取り組みが進んでいます。また、近年の気候変動による大雨や水害リスクの増大に備えて、治山・治水を進めるとともに、市民の日頃からの備えや地域での平常時からの支え合いを基本に、地域社会における防災リーダーを育成するための取り組みが必要です。
- ・まちづくりの工夫などで、被害の最小化と早期復旧に向け、地域防災体制の整備に市民や事業所、団体等の多様な関係者の参加促進が重要です。

【関連】4. 恵那市の主要課題（2）生活を守る課題

【情報】

○情報化社会の一層の進展

- ・平成27年10月に施行されたマイナンバー制度や、日進月歩のモバイル通信により、様々な分野での活用が期待されます。
- ・情報が身近になる中で、気軽な受発信がトラブルや危険につながるケースもあります。

【経済】

○経済や交流のグローバル化

- ・アジアの新興国の成長等により国際競争が激化している中、我が国では依然として企業労働力のグローバル化が進んでいます。
- ・TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）により自由貿易がさらに進展し、世界経済の情勢が地域経済に与える影響が大きくなります。
- ・日本を訪れる外国人観光客は年間1,000万人を突破し、今後も増加が見込まれます。

【暮らし】

○格差社会の拡大

- ・非正規雇用などによる低所得者層の拡大がもたらす格差の固定化により、日常生活への不安や、貧困の連鎖が懸念されています。

【環境共生】

○世界的な人口増加

- ・世界的な人口増加の進展により、資源・エネルギー・食料の確保が課題となっています。

○環境問題の深刻化

- ・地球温暖化の進行、生物多様性の危機など、環境問題が深刻化しています。

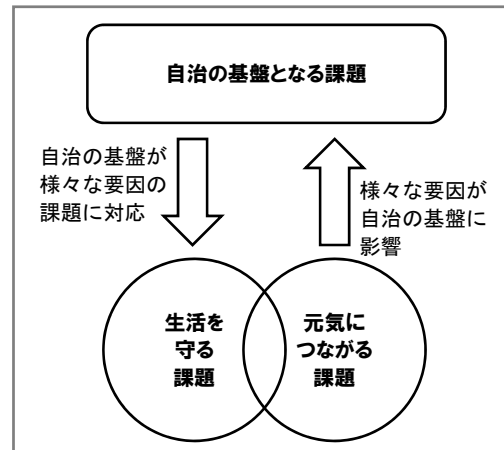
○持続性の高い社会へ

- ・持続可能な社会に向けて、食やエネルギーが循環する仕組みが模索されています。
- ・低炭素社会の形成に向けた新たな技術・システムの開発・普及が進められています。

【関連】4. 恵那市の主要課題（3）元気につながる課題

4. 恵那市の主要課題

- 当計画では、市の主要課題を「自治の基盤となる課題」、「生活を守る課題」、「元気につながる課題」の3つに整理します。
- 「自治の基盤となる課題」は、市の存続に関わる課題であり、他の課題にも大きく影響します。



(1) 自治の基盤となる課題

①人口減少・少子化と地域社会の継続

- ・恵那市の人口は、53,718人（平成22年）から45,690人（令和7年）に減少すると推計されます。
- ・市内での周辺地域から市街地への移動も踏まえると、周辺地域の人口減少はさらに進むことが推測されます。
- ・近年、恵那市では出生数の減少が顕著に現れています。今後多くの地域では15歳未満の子どもの割合が10%を割り込むと推計され、地域社会の継続が危惧されています。

●地域に焦点を当てた人口減少対策の重点的・総合的な取り組みが必要です。

②市の財政運営の見直し

- ・人口減少の進展により、税収や地方交付税の減少が予想されます。一方で、少子高齢化による社会保障関連費の増加だけでなく、少子化対策、産業や地域活性化などの分野でも一層行政サービス需要は増加すると予想され、人口が減少しても歳出を減らすことは容易ではありません。

●限られた財源の中で、真に市民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、行政の役割や施策効果を見極め、施設の統廃合・複合化やニーズの低い事業の縮小などの見直しが必要です。

●市の持続発展に必要な戦略的投資については重点的に行うなど、事業の選択と集中が必要です。

③地域自治力の強化と地域間の連携

- ・本市はこれまでの10年間、13地域に地域自治区を設け、住民主体のまちづくりを進めてきました。
- ・定住促進や子育て、福祉など、それぞれの地域の重要な課題には、地域の実情に応じたきめ細かい対応が必要です。
- ・各地域を暮らしやすい地域にするため、地域課題を的確に抽出して対応する、これまで以上の地域自治力が求められています。

●地域自治の基盤となる、自治会やまちづくりに意欲的に参加する人材、特定課題に取り組む団体などがうまく活動し、連携により効率的・効果的に課題に対応できる仕組みが必要です。

●複数地域自治区間で課題解決に向けた情報を共有し、共に解決に取り組むなど、地域間の連携強化が必要です。

(2) 生活を守る課題

①超高齢社会への対応

- ・本市の高齢化率は、29.0%（平成22年）から37.2%（令和7年）に増加すると推計され、地域によっては2人に1人が高齢者という社会が到来します。
- ・高齢化が進むにつれ、医療給付費・介護給付費などの社会保障費の増加や、自立した生活が難しい認知症などの要介護高齢者・独居高齢者の増加が予想されます。

●健康寿命を延ばし、高齢者が社会参加できる取り組みが必要です。

●介護が必要になったり、独居になっても安心して暮らし続けるために、地域での支え合いが必要です。

②防災力の強化

- ・南海トラフ巨大地震など、災害発生の危険性が高まる一方で、独居・高齢者のみの世帯は21.8%（平成22年）もあり、災害弱者は今後も増え続けることが予想されます。
- ・森林の荒廃化が進み、土砂災害の危険性が高まりつつあります。
- ・平成26年2月の豪雪被害では、広範囲に渡る対応が求められ、結果的に行政だけでは対応しきれませんでした。

●家庭や地域、市全体の早期に復旧できる防災力を高める必要があります。

(3) 元気につながる課題

①産業の活性化

- ・市民の働く場の確保や所得を増やすには、産業が活性している必要があります。
- ・本市は、豊かな自然資源や歴史・文化資源など、多様な地域資源を有しています。
- ・国内だけでなく、グローバル化を視野に入れたビジネス展開が必要です。

●特色ある地域資源や産業を磨き上げ、それらを効果的に結びつけて、地域で循環する経済の促進が必要です。

●恵那の魅力を発信し、観光交流の促進や外需の創出が必要です。

②リニア開業に向けて

- ・令和9年のリニア中央新幹線開業に伴い、中津川市西部にリニア岐阜県駅（仮称）と車両基地の設置が予定されています。
- ・地域の産業や観光などへの幅広い波及効果が期待される一方、環境の変化による様々な影響が推測されます。

●リニア効果を地域に定着させるための準備を計画的に進める必要があります。

●安心してリニアを整備・開業できる取り組みが必要です。

第2章 基本構想

1. 基本構想の体系

○基本構想は、計画の目標部分に当たり、目指すべきまちの将来像など、様々な施策や事業の根幹となります。

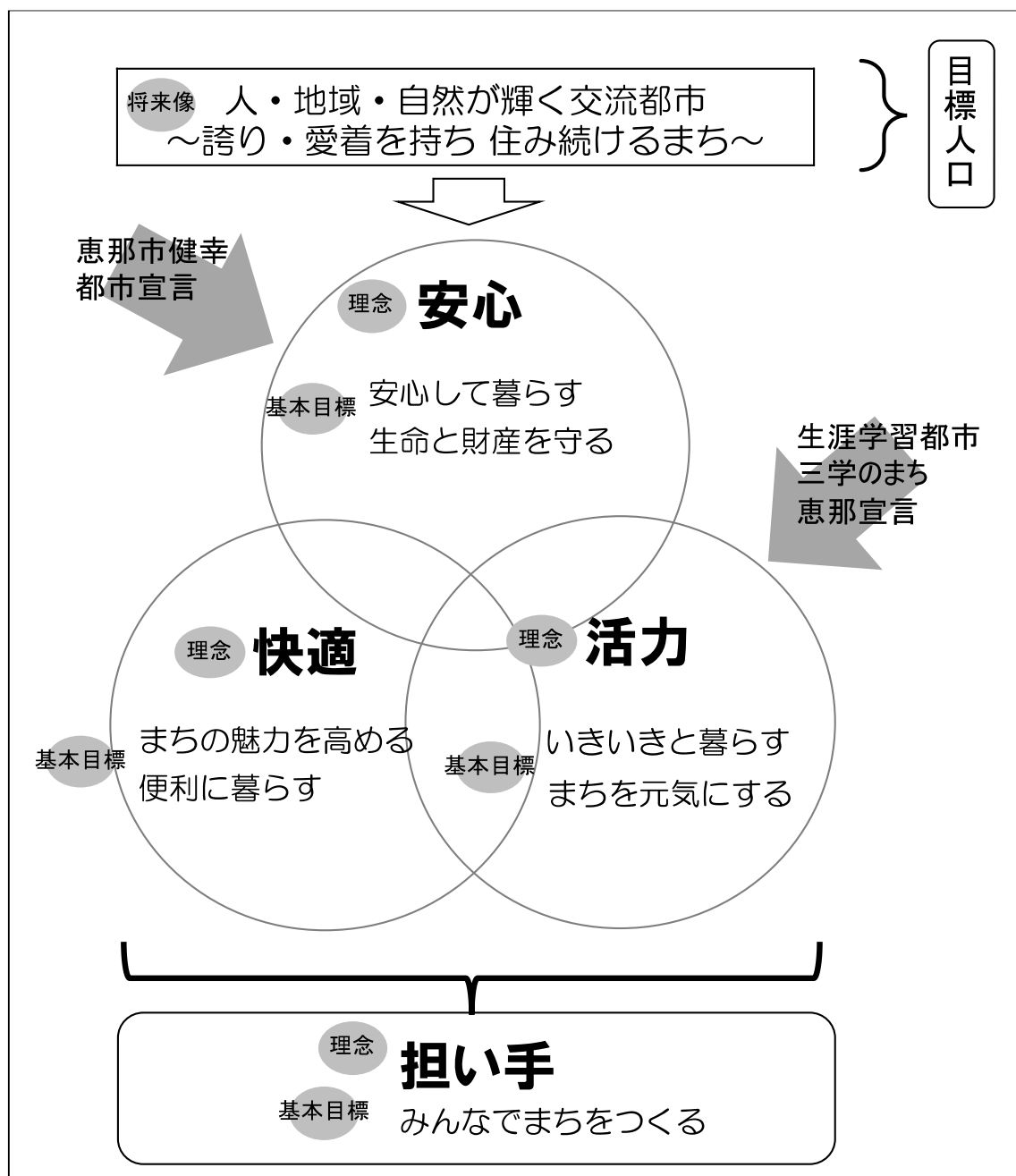
○計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間です。

○基本構想は、「将来像」、「理念」、「基本目標」で構成します。

- ☑ 将来像 : 目指すまちの姿であり、計画の最終目標です。
- ☑ 理念 : 将来像を実現するために必要な基盤となる分野です。
- ☑ 基本目標 : それぞれの理念がどのような姿になるべきかを示します。

※「理念」や「基本目標」は独立した柱ではなく、それぞれが重なり影響し合う分野的なものと考えます。

【基本構想の体系】



(1) 将来像（目指すまちの姿）と目標人口

人・地域・自然が輝く交流都市 ～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～

○前計画では、将来像を「人・地域・自然が調和した交流都市」と定め、合併による「調和のとれたまち」を目指しました。

○当計画では、新たなステップを踏み出し、未来へつなぐ「輝くまち」を目指します。

●人が輝く：生涯学習を通じて自らを高め、心と体の健康を維持し、生涯にわたり健やかで心豊かに暮らす。

●地域が輝く：13 地域それぞれの地域自治により、地域の魅力を高め、地域が継続する。

●自然が輝く：森林や河川など、郷土の豊かな自然を守り、活かす。

→「人」・「地域」・「自然」が持つそれぞれの特長と、それらが重なることで生み出されるさらなる魅力への共感や発信が、住民や来訪者に愛される恵那市につながります。

○サブテーマには、当計画策定の際に若い世代から出た 10 年後の恵那市へのメッセージ「子どもや大人に、地域への誇り・愛着を持ってもらう」「今いる人が住み続けることができる」という意味を込めています。

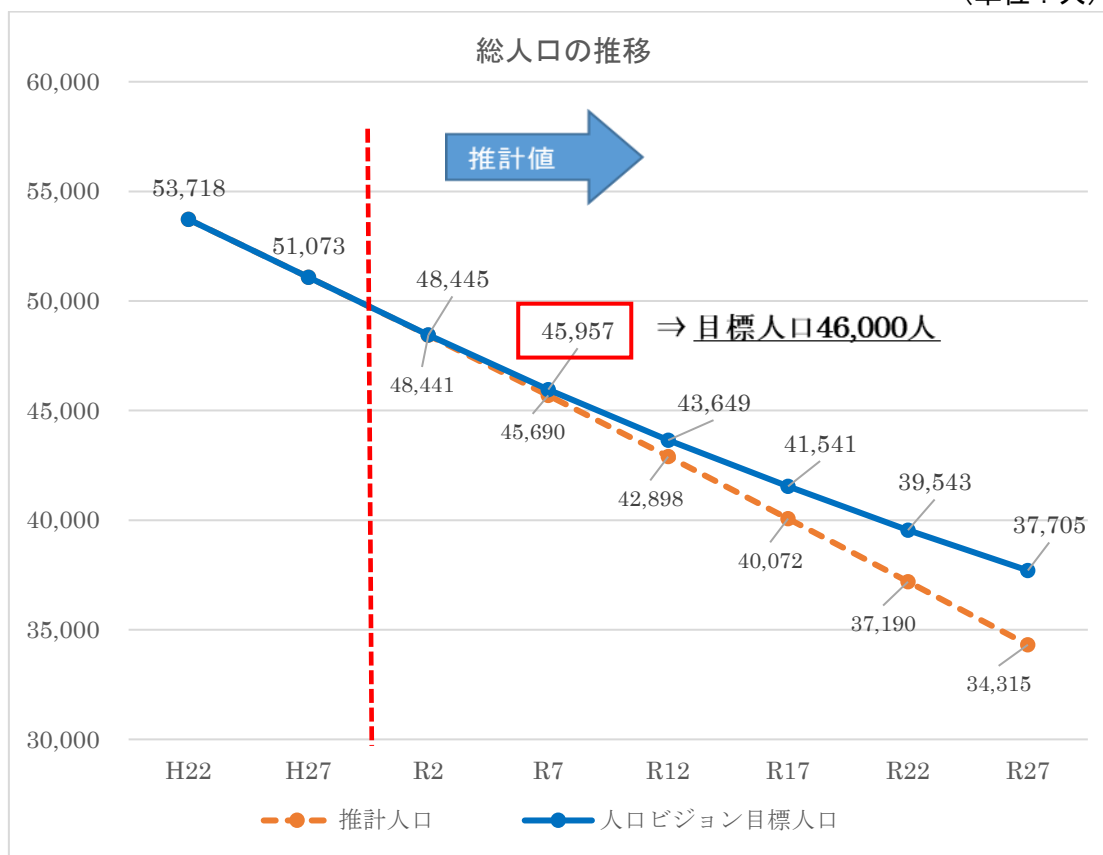
令和 7 年の目標人口 46,000 人

○平成 30 年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本市の人口は令和 7 年には 45,690 人、令和 27 年には 34,315 人まで減少すると推計されています。

○この傾向が続けば、特に 65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、平成 27 年の 32.6%から、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年に 37.2%、令和 27 年には 44.3%まで増加し、2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると予測されます。

○本計画では、恵那市まち・ひと・しごと創生総合戦略などを推進し、年齢、性別、国籍を超えて誰もが住んでみたい、住み続けたいと思う施策を総合的に展開することにより自然動態や社会動態の改善に努め、地域コミュニティを維持していけるよう、令和 7 年における目標人口を 46,000 人としました。

(単位：人)



出典：第2期恵那市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

(2) 理念 (将来像を実現するために必要な分野)

○将来像を実現するために必要な分野として、4つの理念を定めます。

安心	個人や地域の実情に対応し、安心して暮らせるまちをつくる
快適	まちの魅力を高め、便利に暮らすことができる
活力	いきいきと暮らせるようにまちを元気にする
担い手	みんな（住民・企業・団体・地域・行政など）がつながり、まちをつくる

(3) 基本目標 (理念のあるべき姿)

○理念のあるべき姿として、7つの基本目標を定めます。

安心	安心して暮らす	■日常生活での安心 子育て、雇用、介護など、日常生活の安心を得る
	生命と財産を守る	■災害・事故など突発的な不安の解消 医療・救命、防災、防犯、交通安全などにより、生命や財産を守る

快適	まちの魅力を高める	■誇り・愛着を持てるまちづくり 恵那市ならではの自然や伝承文化などを活かし、誇りと愛着を育むまちを形成する
	便利に暮らす	■移動、買い物、情報通信の確保 行きたいところへ行き、欲しいものや情報が得られる生活を確認する
活力	いきいきと暮らす	■生涯学習・ひとづくり・居住促進 自らを高める力や社会とつながる力など、社会全体で人を育み、住みたくなるまちになる
	まちを元気にする	■産業とまちの発展 地域資源・産業が連携してヒト・モノ・カネが循環する社会を形成し、外需を呼び込む
担い手	みんなでまちをつくる	■地域自治・連携協働 地域自治力を高めるとともに、さまざまな人びとが連携し相乗効果を生み出す

2. 土地利用構想

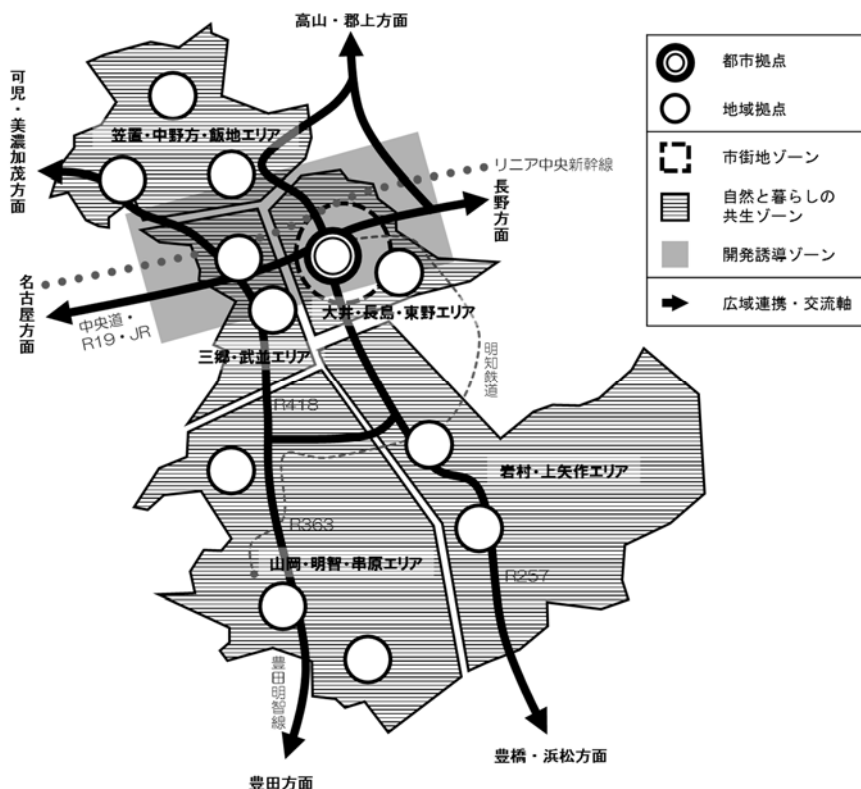
○将来像実現に向けた、全市的な土地利用の方向性を示します。

- ①各地域の特長を活かすため、地域の核となる拠点を形成し、住み続けられる地域づくりを進めます。また、隣接する地域でエリアを形成し、連携したまちづくりや地域資源の充実・活用を進めるとともに、包括的な土地利用を図ります。
- ②自然と暮らしの共生ゾーンでは、生活空間と農業・森林空間との共生を進めつつ、移住・定住に向けた土地の有効活用を図ります。
- ③リニア効果や東西の広域連携・交流軸を活かすため、開発誘導ゾーン（都市化推進ゾーン）では、生活環境に配慮しながら、計画的に道路・住宅・産業立地などの開発を進めます。

【土地利用の方向】

区分	名称	方向性
拠点	都市拠点	都市機能を集積させつつ、市の中心的な役割を果たす拠点として整備を進める
	地域拠点	各地域において、安心、快適で活力ある市民生活を営むための、まちづくりの拠点として整備を進める
ゾーン	市街地ゾーン	商業・業務地としての整備や良好な住宅地の創出等を図り、魅力とにぎわいのある市街地を形成する
	自然と暮らしの共生ゾーン	●生活空間：生活サービスの維持・充実を図り、住宅や商工業用地などと農地・自然が共生する環境を形成して移住・定住を促すとともに、各地域が互いに暮らしの機能を補完・連携していく ●農業・森林空間：山林・農地の適正な保全を進め、治山・治水対策を行い、土地の有効活用を図る
	開発誘導ゾーン (都市化推進ゾーン)	リニア効果や東西の広域連携・交流軸を活かすため、生活環境に配慮しながら、計画的に道路・住宅・産業立地等の開発を進める
軸	広域連携・交流軸	幹線としての役割を持ち、他市等と広域的に交流できる軸

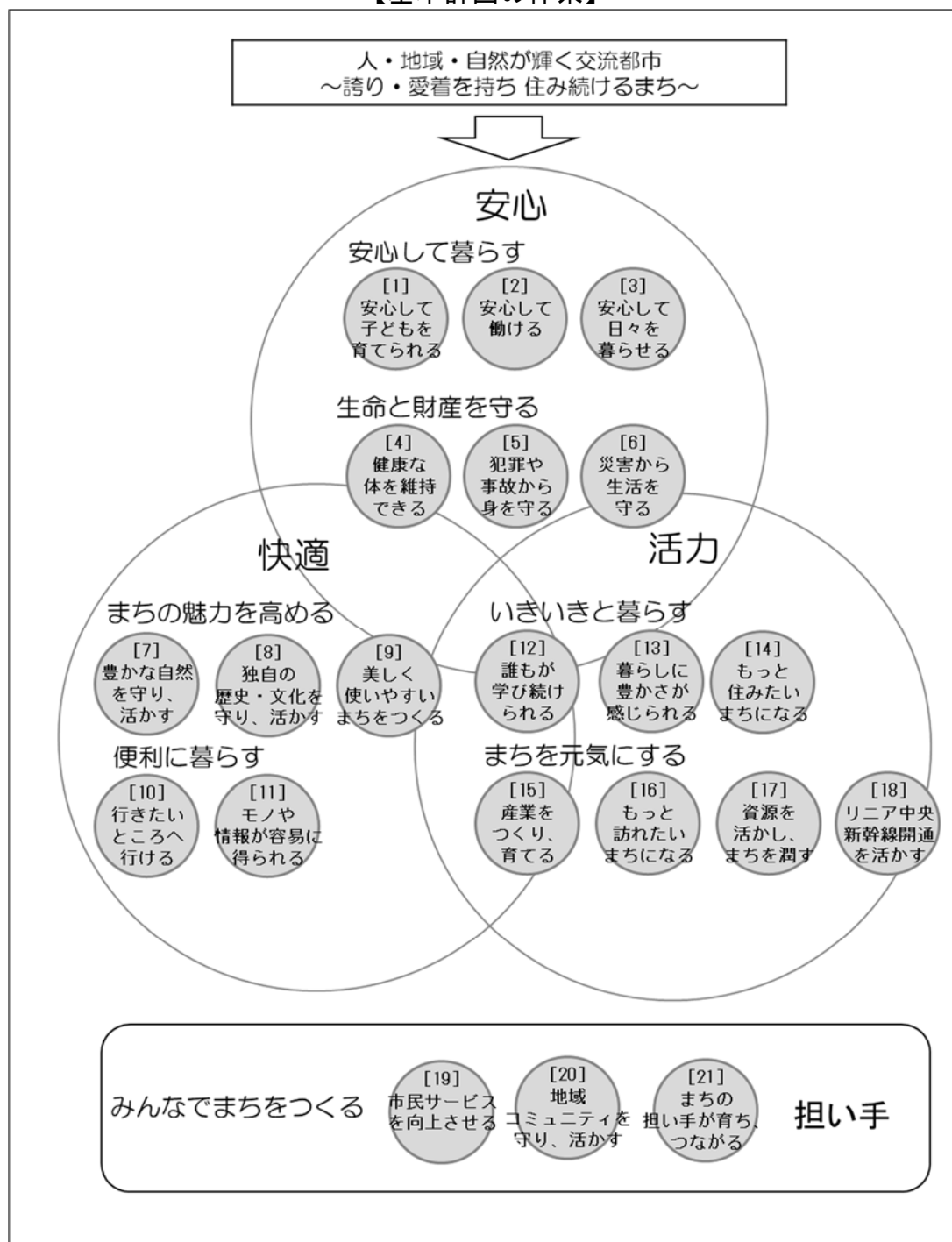
土地利用構想のイメージ図



1. 基本計画の体系

- 基本計画は、基本構想を実現するための「手段」に当たるもので、具体的な分野毎の施策展開の方向や、達成すべき目標（指標）を定めます。
- 計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。
- ※基本計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を前期と後期に分け、各5年間の計画とします（社会経済情勢の大きな変化などがある場合には、計画期間にかかわらず見直します）。
- 基本計画は、21の「基本施策」で構成します。基本施策ごとに、「現状と課題」「課題解決のための施策」「目標指標」を示します。
- 目標指標の中には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けると推測されものがあるため、1年後に指標の妥当性について検証し、見直すことがあります。

【基本計画の体系】



(1) 基本計画のポイント

①優先する視点

- 主要課題のうち、全ての基盤となりつつ、特に喫緊に取り組むべき課題を、「人口減少対策」と「市（財政）の存続」とします。これは、全施策・事業を実施する上で、『優先する視点』として位置付けます。
- 優先する視点の対応策を具現化する際には、「はたらく」、「たべる」、「くらす」、「まなぶ」の4つの視点を重視します。

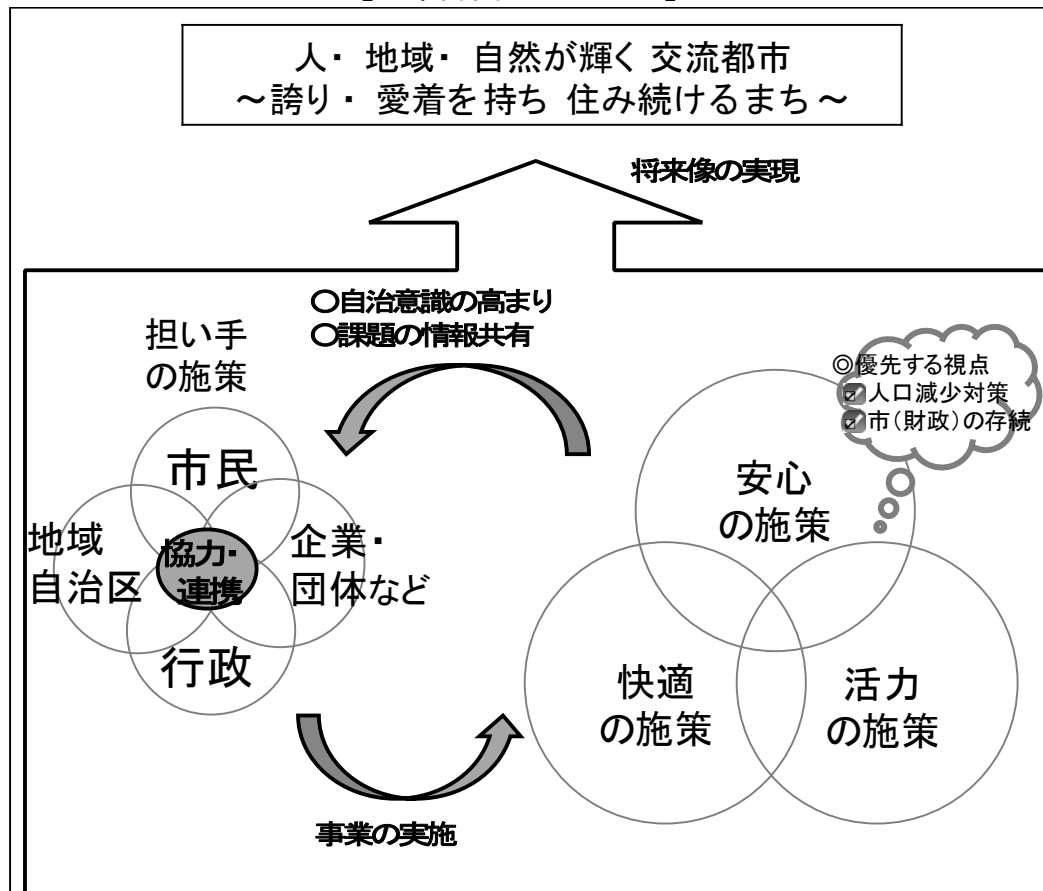
【優先する視点】

人口減少対策	各施策が人口減少対策にどう寄与するか
市（財政）の存続	各施策が市政の継続（市の財政基盤）にどう寄与するか

②施策の担い手

- 当計画の施策は、行政のみが担うものではなく、市民・地域自治区・企業・各種団体など、さまざまな主体による協力・連携により、目標達成に向けて行うものとします。
- 施策の実施に当たっては、様々な主体の情報の共有が求められます。
- 多様な担い手による施策の実施により、自治意識の高まりも期待されます。

【基本計画のポイント】



【※協力・連携（協働）】

担い手と担い手が相互に良きパートナーとして対等な立場に立ち、それぞれの持つ特性を活かしながら互いに補完し合い、個々では達成できない社会的課題の改善や解決にあたります。社会環境や時代の変化などにより、行政だけでは対応しきれない多様化した課題に対して、さまざまな担い手に対応することで、効果的できめ細やかな課題解決が期待されます。

(2) 基本施策とSDGsとの関係

持続可能な地域づくりに向けて総合計画の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs※）の17の目標の実現を図る必要があります。このため、21の基本施策と17の目標を対応づけています。

※SDGs:2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標が設定されています。

基本施策	対応するSDGsの目標			
基本施策〔1〕 安心して子どもを育てられる	5 ジェンダー平等を実現しよう 	11 住み続けられるまちづくりを 		
基本施策〔2〕 安心して働ける	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 		
基本施策〔3〕 安心して日々を暮らせる	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	6 安全な水とトイレを世界中に 	8 働きがいも経済成長も 
	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任 	14 海の豊かさを守ろう 
基本施策〔4〕 健康な体を維持できる	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 		
基本施策〔5〕 犯罪や事故から身を守る	3 すべての人に健康と福祉を 	16 平和と公正をすべての人に 		
基本施策〔6〕 災害から生活を守る	1 貧困をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	
基本施策〔7〕 豊かな自然を守り、活かす	15 陸の豊かさも守ろう 			
基本施策〔8〕 独自の歴史・文化を守り、活かす	11 住み続けられるまちづくりを 			
基本施策〔9〕 美しく使いやすいまちをつくる	11 住み続けられるまちづくりを 			

基本施策 [10] 行きたいところへ行ける	11 住み続けられるまちづくりを 	
基本施策 [11] モノや情報が容易に得られる	11 住み続けられるまちづくりを 	
基本施策 [12] 誰もが学び続けられる	4 質の高い教育をみんなに 	
基本施策 [13] 暮らしに豊かさが感じられる	11 住み続けられるまちづくりを 	
基本施策 [14] もっと住みたいまちになる	11 住み続けられるまちづくりを 	
基本施策 [15] 産業をつくり、育てる	2 飢餓をゼロに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 
基本施策 [16] もっと訪れたいまちになる	8 働きがいも経済成長も 	12 つくる責任 つかう責任 
基本施策 [17] 資源を活かし、まちを潤す	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任  13 気候変動に具体的な対策を 
基本施策 [18] リニア中央新幹線開通を活かす	11 住み続けられるまちづくりを 	
基本施策 [19] 市民サービスを向上させる	17 パートナースhipで目標を達成しよう 	
基本施策 [20] 地域コミュニティを守り、活かす	17 パートナースhipで目標を達成しよう 	
基本施策 [21] まちの担い手が育ち、つながる	17 パートナースhipで目標を達成しよう 	

理念：安心

基本目標：安心して暮らす

基本施策〔1〕安心して子どもを育てられる

子どもを安心して産み育てることができる子育て環境をつくります。

【現状と課題】**○妊娠から子育てまでの継続的な支援**

- ・核家族の増加や地域コミュニティの希薄化により、親や祖父母や近所から子育ての知識や経験を家族や地域で受け継ぐことや地域ぐるみでの子育ては難しい状況があり、子育ての孤立が危惧されています。
- ・女性の社会進出により共働きが増える中で、こども園等における3歳未満児の保育、放課後児童クラブのニーズが増えています。
- ・子育て支援の多様なニーズに対応するために必要な人材の確保が課題となっています。
- ・市民意識調査によると、少子化の理由として「子育てや教育への経済的負担」が上位に挙げられており、経済的な負担の軽減が求められています。
- ・食物アレルギーのある子どもたちが増加傾向にあり、給食の提供に配慮が求められています。

○子どもの居場所づくり

- ・放課後などに小学生の居場所となる「放課後児童クラブ」には、ニーズの増加により、子どもの受入体制の確保が困難になってきているクラブや障がいのある子どもの受入が困難なクラブがあります。また、長期休暇のみの利用への対応が求められています。
- ・「放課後児童クラブ」の運営は父母会が主体になっており、保護者の負担が大きいため、運営のあり方について検討が求められています。
- ・「放課後児童クラブ」へのニーズが増加する一方で、「放課後児童クラブ」以外で子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりが求められています。

○子どもの教育機会の確保

- ・経済的な理由により、学ぶ意欲のある子どもが、十分に教育が受けられなくなることが懸念されています。
- ・いじめ、学業不振などにより児童生徒が不登校になる恐れがあります。また、不登校生徒の中学校卒業後のサポートが十分ではありません。

【課題解決のための施策】**○妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない包括的な支援体制を構築します**

- ・子育て世代や子どもが孤立しないよう、世代を超えて地域全体で子どもを育む仕組みづくりに取り組むとともに、子育て支援に関する情報を分かりやすく発信していきます。
- ・子育てのニーズや悩みは、一人ひとり異なるもので、成長とともに変化します。集団の乳幼児健診で成長を見守りながら、必要に応じて訪問や相談といった個別の支援を行っていきます。
- ・子育てと仕事が両立でき、誰もが安心して必要な子育てサービスが受けられる環境づくりに努めます。
- ・きめ細かい保育ニーズに対応できるよう、子育てに関わる人材を確保します。
- ・子育てや教育に関する経済的な負担軽減を図るとともに、土地や住宅取得費なども含めた、移住定住に係る新たな取組についても検討していきます。
- ・食物アレルギーのある子どもたちのアレルギー状況を把握し、安心して給食を食べられるように対応していきます。

○放課後の子どもの居場所を確保し、働きながら安心して子育てができる環境をつくり ます

- ・子どもが放課後に安心して過ごせるよう、小学校の空き教室の有効利用などにより、放課後の子どもの居場所を確保します。
- ・子どもの受入ニーズに対応していくため、担い手となる人材の確保や育成を推進します。
- ・「放課後児童クラブ」が子どもの居場所として安定した運営を継続できるよう、運営体制の改善を推進します。
- ・「放課後児童クラブ」以外で子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりのため、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の枠組みを超えた居場所づくりを推進します。

○誰もが必要な教育を受けることができる環境を整備します

- ・個別の状況に関わらず教育が受けられる環境を整備し、経済的な理由による学習機会の格差を解消します。
- ・子どもが通学できるよう、ニーズに応じた相談、学習支援などを充実するとともに、通学できない子どもに対して必要に応じた支援策を講じ、平等に教育を受ける機会を確保します。
- ・義務教育終了後も困難を抱える子どもを見守り、社会的自立に向け支援する仕組みを構築します。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
1-1	施策1関連（妊娠・出産・子育て） 出生数に対する小学校入学児童数の 伸び率	4.8% (過去5年間平均)	9.2%
	理想とする子ども数と実際に持つつ もりの子ども数の差	0.6人(R1)	調査ごとに縮小
	こども園保護者評価の「園経営及び 教育・保育」について「とてもそう 思う」の割合	57.8%(R1)	62.0%
1-2	施策2関連（放課後の居場所） 放課後児童クラブ待機児童数	0人(R1)	0人
1-3	施策3関連（教育機会の均等） 学習支援講座「恵那地域未来塾」の 開設講座数	10講座(R1)	20講座

基本施策〔2〕 安心して働ける

市内の魅力ある雇用の場に、若年者をはじめとした人材が就職しやすくなる支援を行うとともに、仕事と生活の調和が配慮され、安心して働くことができる環境づくりを進めます。

【現状と課題】

○地元企業の就職機会の拡大

- ・市外への転出理由の中で「職業上の転出」の割合が最も多く、特に高校生、大学生が地元で就職したいと希望しても、希望する職種がなかったり、地元でどのような企業があるか知らなかったりするために、都市部への就職を選ぶ人がいます。
- ・若年層において、離職率が高いため、市内外で離職した若者が、UターンやIターンにより市内企業で再就職ができる機会づくりが求められています。
- ・若年者をはじめとした市民に対する地元企業についての情報発信が十分でなく、市民の地元企業への理解を深めるための仕組みが求められています。

○働きたい人が働ける社会の実現

- ・働く意欲のある高齢者、障がい者を、企業や地域が活かすことができるようにすることが求められています。
- ・結婚、子育て、介護などのライフイベントにより一度は離職した人が、希望した場合に再就職することができるようにすることが求められています。
- ・非正規雇用などの生活困窮者や、ニートや引きこもりなどの就労困難者に対する継続的な支援が求められています。
- ・高齢者には働きたい、地域に貢献したいという希望がありながら社会参加の場は十分であるとは言えない状況であり、生涯現役として活躍する場の創出が求められています。

○職場環境の改善

- ・仕事をしながら子育てや介護をしていくことに不安を抱えている人がいます。
- ・ICT※技術の発展により、テレワークなどの多様な働き方へのニーズが高まっています。

※ICT：「Information and Communication Technology / インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」の略語で、「情報通信技術」を意味するもの。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

【課題解決のための施策】

○若年者をはじめとした人材の地元就職のための支援を強化します

- ・若年者をはじめとした人材の地元就職の促進のため、近隣自治体、地元企業、関係機関との連携を強化し、市内における魅力ある雇用の場を創出するとともに、若者への企業の魅力発信の充実を図ります。
- ・市内企業の企業情報や求人情報等の市内外への発信を充実し、学生、第二新卒者、離職者などと企業の接点の増加を図ります。また、若者の地元就職に向けて、若者が希望する働く場の確保に取り組みます。
- ・地元企業の認知度を高めるため、企業の取り組みや地域への貢献活動の状況を様々な媒体・機会を通じて発信します。

○働きたい人が働き続け、誰もが活躍できる社会を築けるように就労環境の改善を図ります

- ・高齢者や障がい者が、自分の持つ能力や専門性にに基づき、やりがいを持って地域や企業で能力を発揮できるよう、働く場の紹介やマッチングなど、高齢者、障がい者

- 等の就労を支援します。
- ・安心して働くことができる環境づくりに取り組むため、行政と企業の連携を強化するとともに、モデルとなる企業の取組の普及を図ります。
 - ・結婚、子育て、介護など、それぞれの実情に応じた柔軟な勤務形態の導入を促進します。
 - ・結婚、出産、子育てなどのライフイベントにより、一度は離職した方が再就職を希望する際に、ニーズに合った雇用の情報が得られる仕組みを作り、再就職を支援します。
 - ・生活困窮者や就労困難者の相談を受け、場合によっては自宅へ出向くなどして問題を整理し、適切な対応機関へつなげ就労支援を推進します。
 - ・シルバー人材センター、壮健クラブ（老人クラブ）の支援を行うとともに、子育て、教育、福祉など人材不足の分野で高齢者の活躍の場を提供する仕組みを構築します。

○働きやすい環境づくりを促進します

- ・ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワーク、リモートワークを推進します。
- ・若年者をはじめとした市内企業で働く人が、働きやすい環境を整えるため、働き方改革や魅力ある職場作りを、市内企業と一体となって推進します。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
2-1	施策1関連（ニーズかい離解消） 新規高卒者のハローワーク恵那管内 事業所への就職者数割合	31.1%（H30）	35.0%
	市外転出者のうち「職業上」を理由 とする者の割合	44.2% (H29.10-H30.9)	41.4%
2-2	施策2関連（雇用機会均等） 就労継続支援A型及びB型事業所へ の通所者数	198人（R1）	264人
2-3	施策3関連（働く環境改善） ワークライフバランス推進企業数	85事業所（R1）	120事業所

基本施策[3] 安心して日々を暮らせる

安心して日々の暮らしを送ることができ、誰もが活躍できる社会を目指します。

【現状と課題】

○高齢者の自立生活の支援に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・在宅要介護者認定者調査によると、高齢社会に向けて重点に置くべきことについて、「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者サービス」が4割強と最も高く、「ホームヘルプなどの在宅サービスの充実」が3割弱となっており、在宅療養や在宅介護を必要とする高齢者が一層増加すると予想されます。
- ・65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症と推計されており、高齢化の進展に伴う認知症の人の増加が見込まれます。認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができる環境整備が必要とされます。
- ・高齢単身世帯、高齢夫婦世帯など要介護者が増加する中、地域において身近で多くの人が見守りを行い、異変などを早期発見する必要があります。

○障がい者への理解

- ・障害者差別解消法などの主旨を理解し、障がいのある人への合理的配慮を行うことを通じて「共生社会」を実現することが求められます。
- ・障がい児・者への認識を高める機会は限られており、社会参加への支援が求められています。
- ・障がい児への放課後や長期休暇中のデイサービスの充実が求められています。
- ・親なき後でも安心して暮らせる場所の確保が課題となっています。

○充実した福祉サービスを展開するための人材確保・体制整備

- ・令和7年（2025年）には団塊世代が後期高齢者となり、高齢者サービスの増加が予想されていますが、対応する専門職員などの人材不足が懸念されています。
- ・関係機関の協働による地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の取り組みが必要です。
- ・親の介護と子育てを同時にしなければならない世帯（ダブルケア負担の世帯）や、80代の親と50代のひきこもりの子どもがいる世帯（8050世帯）など、複合的な課題を抱える世帯に対し、子どもから高齢者まで世帯の属性に問わず対応できる仕組みづくりが必要です。

○暮らしを支える住宅・インフラ（道路、橋梁、上下水道）の維持・更新

- ・住宅困窮者や低所得者が安心して生活できる市営住宅が求められています。
- ・道路、橋梁、上下水道等の各施設には老朽化が進行しているものがあり、定期的な点検・維持・修繕及び更新が必要です。今後発生が想定される大規模な災害発生時においても、最低限の機能の維持と速やかな復旧が行える備えが必要です。定期的な点検を行い、維持修繕や更新、耐震化等の必要な対策を、計画的に進めていくことが求められています。
- ・下水道の加入や合併浄化槽の設置により、公衆衛生的な生活環境の向上が求められています。
- ・地震・風水害・感染症等、様々な事象に対応し、上下水道の稼働を止めることなく、業務を継続する必要があります。

○ごみ対策・環境対策の実施

- ・ごみの減量化に向けて生ごみの堆肥化や資源物の回収などを推進していますが、ごみ処理コストは増加しており、減量化が求められています。
- ・不法投棄やごみのポイ捨ては減少していますが、まちの美化活動を引き続き実施していくことが求められています。

【課題解決のための施策】

○医療・介護・予防・住まい、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進します

- ・多職種連携することで地域全体で高齢者をケアする体制づくりを推進します。
- ・認知症予防の普及啓発や医療と連携した介護サービスの充実を図り、住み慣れた地域で暮らせるよう支援体制を整えます。
- ・地域包括支援センターを拠点として、見守り活動を強化し在宅生活を支援するとともに高齢者の相談支援を行います。

○共生社会の実現に向け、障がい者の理解促進、自立して生活できる環境づくりを促進します

- ・偏見をなくし、障がいを持った方を身近に感じられるよう、障がい者週間の周知、教育機関での理解を深める授業の開催、ヘルプマークの配布など、啓発事業を行います。
- ・地域で健常者と共に生活できるよう、障がい者の社会参加を推進します。あわせて障がい者に対する仕事、日中活動の場などの提供を支援します。
- ・「親なき後」も、地域で自立した生活が送れるような環境づくりに努めます。
- ・道路や公共施設のバリアフリー化、市民の心のバリアフリーの醸成に取り組みます。

○福祉人材の養成・確保に努めるとともに、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に努めます

- ・福祉従事者の待遇改善の促進を図るとともに、子育て中・後の女性、中高年齢者、外国人などが、福祉分野への就労など、ケアの担い手として多様な形で参加できるよう就労促進や離職防止、人材育成を推進します。
- ・育児と介護のダブルケア世帯や8050世帯など、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題に対して、世帯の属性に関わらず相談を受け止める福祉総合相談窓口を設置したり、関係機関と連携協力したりしながら、その個人や世帯の課題の解決に向けて支援していくため、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築をしていきます。

○暮らしを支える住宅・インフラを維持します

- ・住宅困窮者や低所得者が安心して生活できる市営住宅を供給します。
- ・市営住宅の適正かつ計画的な維持管理を行います。
- ・安心で安全な生活を守るため、地域住民の協力を得ながら、老朽化した施設の定期的な点検を行い、維持修繕や更新、耐震化等の必要な対策を、路線の重要度に応じた優先度を決め、計画的に行います。
- ・業務継続計画（BCP）を策定し、訓練を行うことにより、様々な事象に対応できる技術を身に着けるとともに、技術の継承を行います。また、施設の強靱化を図り、リスクの軽減に努めます。

○ごみ問題や環境に対する対策を推進します

- ・ごみ処理施設の更新や耐震化、修繕などを行うとともに、ごみ処理技術の質の効率化について、調査・研究を展開します。
- ・ごみ減量・リサイクルを推進するため、市民及び事業者に対する啓発や学校などでの環境教育を充実させます。

- ・一般廃棄物処理における自然災害やウイルス等の感染拡大に対応できる業務継続計画を策定します。
- ・地域住民や事業者と協力し環境美化活動を行い、生活環境の向上に努めます。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
3-1	施策1関連（地域包括ケア） 介護保険認定率	17.0%（R1）	18.6%以下
3-2	施策2関連（障がい者） 障がい者理解教育推進校として障がいについての理解促進に取り組む学校の児童・生徒数	148人（R1）	430人
3-3	施策3関連（福祉体制） 福祉総合相談窓口の連携強化	130件／年（R1）	180件／年
3-4	施策4関連（住宅・インフラ） 個別施設管理計画に基づく維持・補修・更新の実施状況（橋梁）	2橋（R1）	14橋（R5）
	重要給水施設管路の耐震化率	44.5%（R1）	57.3%
	污水处理施設の耐震化率	90.0%（R1）	100.0%
3-5	施策5関連（ごみ） 1世帯1日当たりのごみ排出量	2.0kg（H30）	1.7kg

理念：安心

基本目標：生命と財産を守る

基本施策〔4〕健康な体を維持できる

病院や診療所との連携など、地域の医療体制を充実するとともに、急病やけがなどから命を救うことができる救急体制の充実を目指します。

一人ひとりが健康についての意識を高めて、できるだけ元気に人生を全うすることができるよう、地域と連携して健康寿命の延伸を推進します。

【現状と課題】

○地域での医療環境

- ・ 恵那市には、中核的医療病院で平成28年度にリニューアルした市立恵那病院のほか、国保上矢作病院、6つの診療所があります。今後、施設の老朽化対策や医療機器の更新などの費用負担が大きくなることが予想されます。
- ・ 市民ニーズに対応する医療の提供のためには、医師や看護師などの医療スタッフの確保が喫緊の課題となっています。
- ・ 日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれるかかりつけ医をもつことが求められています。しかし、町単位で医師不在の地域があり、近所のかかりつけ医を持つことや往診を受けることが難しいケースもあります。
- ・ 経済的な制約の中でけがや病気になっても受診ができず重症化するケースが見受けられます。
- ・ 高齢により車の運転が出来ない方が増え、通院に不便を感じる方が見られるなど、高齢者、障がい者などに対する自宅から医療機関までの移動サービスの充実が課題となっています。

○救急ニーズへの対応と救急医療の適正受診

- ・ 超高齢社会が進行する中、救急に対するニーズの増加が予想されます。特に、心肺停止のような重篤な傷病者対応が遅れる恐れがあります。
- ・ 救急隊員の知識、技能のさらなる向上が求められます。
- ・ 軽症で緊急でないにも関わらず救急車を要請するケースがあり、重篤患者への対応が遅れる恐れがあります。

○市民健康意識の向上

- ・ 健康は生活習慣により大きな影響をうけますが、日ごろから体調に気を配り健康意識を高めることが十分でない状況があります。
- ・ 医療費、介護給付費などが増加しており、市の財政の圧迫要因の一つになっています。
- ・ 医療水準の向上などにより平均寿命が延びたことで、1人当たりの医療費も年齢とともに高くなっていきます。
- ・ 社会環境の変化により生活習慣病患者が増加しています。生活習慣病予防には、食事や運動を組み合わせ取り組むことにより効果が期待されます。
- ・ 医療費が高額となる脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症は予防可能な生活習慣病です。これらの原因疾患には高血圧や糖尿病があります。市の特定健診結果では、血圧が高めの人が多く、県下ワースト3位という状況のため、適切な医療機関の受診に合わせて、食生活改善や運動の習慣づくりなどの対策が求められます。
- ・ 健全な食生活による健康づくりの重要性を年代に応じて学び、日常の食生活に取り入れていくことが重要です。

【課題解決のための施策】

○市民ニーズに対応するための医療環境を整備します

- ・ 誰もが医療にかかることが出来るよう、適正な医療制度を運用します。
- ・ 地域の医療機関と連携を図り、市民ニーズに応じた診療科を設置するとともに、必要な医療スタッフの確保を図ります。

- ・かかりつけ医を持つよう、様々な場面、媒体を通じかかりつけ医の必要性を啓発し、市民の認識を高めます。
- ・病院、国保診療所を有効に活用するとともに、民間医療機関とも連携して、往診、相談などが受けられる環境づくりを推進します。また、ICTの導入による医療環境の充実を図ります。
- ・地域の拠点などと市立恵那病院を繋ぐ移送手段を調整し、通院の利便性向上を図ります。
- ・各地域の実情に応じた、地域主導による地元医療機関などへの移動手段の確保を支援します。

○救急ニーズへの対応を図るとともに、適正な救急医療の受診を促進します

- ・市民にAEDの使用法を含めた応急手当講習を実施することで、緊急時の救命率を向上させるとともに、AED設置場所を周知し利用率の向上を図ります。
- ・救急救命士の処置拡大に伴う十分な対応を図るとともに、救急隊員の教育・技術訓練の充実を図ります。
- ・市民に救急車の適正利用の重要性を周知し、不要不急な要請の減少を図ります。
- ・心肺停止の119番通報を受けた際は、通報者に心肺蘇生法（CPR）の実施を口頭で指導しています。口頭指導の質を上げるとともに、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）によるCPRの実施率の向上を図ります。

○市民の健康意識を高めるとともに、健康維持・増進に取り組める環境を整備します

- ・社会保障費の増加が保険料の増加に反映されることを周知するなど、市民の健康に対する意識を高めるため、様々な機会、媒体を通じ、情報を提供します。
- ・生活習慣病患者の増加を防ぐため、特定健診の受診を勧奨するとともに、健診後の保健指導を総合的かつ継続的に行います。
- ・地域での食生活改善運動など、食生活を通じた健康づくり活動を行います。
- ・受動喫煙を防止するため、様々な機会を通してたばこの健康影響に関する知識の普及・啓発、禁煙支援を行います。
- ・日常生活で気軽に取り組むことができる運動を基本とした健康づくりを、地域、事業所と連携して推進します。また、運動の習慣化につながる仕組みを構築します。
- ・親子で健康づくりに取り組むきっかけとなるような事業を実施します。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
4-1	施策1関連（医療環境） 医療環境が「やや良い」以上と感じている市民の割合	17.7%（H30）	18.0%
4-2	施策2関連（救急医療） バイスタンダーCPR実施率※	40.0%（R1）	43.0%
4-3	施策3関連（健康増進） 高血圧の改善（中等症高血圧 160/100mmHg以上の者の割合）	男性 8.9%（H30） 女性 5.8%（H30）	男性 5.7% 女性 4.3%
	糖尿病の改善（ヘモグロビン A1c6.5%以上の治療割合）	男性 64.5%（H30） 女性 60.0%（H30）	男性 75.0% 女性 75.0%

※バイスタンダーCPR実施率：一次救命処置において、救急隊到着までの間にバイスタンダー（けが人や急病人が発生した場合、その付近に居合わせた人）が行う心肺蘇生処置（CPR）の実施率。

基本施策〔5〕 犯罪や事故から身を守る

防犯・交通安全の意識を高め、関係機関と地域が一体となって、防犯・交通安全の環境の充実を目指します。

【現状と課題】

○新たな犯罪の増加

- ・街頭犯罪や家宅侵入などとともに、高齢者を狙った振り込め詐欺やインターネット詐欺等の特殊詐欺や悪徳営業が増えています。

○交通事故要因の変化と危険箇所への懸念

- ・交通安全対策は、運転者や歩行者のマナー意識の向上と交通安全施設が有効に組み合わせることでその効果を発揮します。
- ・恵那市は車社会であることから、交通弱者となる歩行者は子どもや高齢者の比率が高くなっています。
- ・高齢化の進展により、高齢者が交通事故の加害者にも被害者にもなるケースが増えています。
- ・通学路や学校、こども園周辺の交通安全対策のさらなる強化が求められています。
- ・飲酒運転のほか、携帯電話のながら運転による交通事故やあおり運転などの運転モラルの低下が見受けられます。
- ・歩道がない通学路、ガードレールなどの交通安全設備が不十分な箇所、用水路に蓋がされていない箇所など、交通安全上の危険箇所が見受けられます。また、道路沿いの樹木や雑草の手入れのされていない場所が増えています。

○地域での防犯や交通安全運動の重要性

- ・防犯や交通安全には地域での日頃の声かけや見守り、パトロールなどの未然防止の環境づくりが求められています。
- ・空き家の増加に伴い、犯罪率が高くなる可能性があります。

【課題解決のための施策】

○犯罪の発生を防止します

- ・日々巧妙化する特殊詐欺の手口について市民に迅速に周知するとともに、警察や地域と連携し、被害にあわないための対策を強化します。
- ・犯罪抑止のための防犯灯の設置について行政と地域の役割を明確にし、計画的に取り組みます。
- ・地域住民同士の頻繁な意思疎通の醸成と、パトロールなどの未然防止策を支援します。
- ・空き家の状況を把握するとともに、空き家活用を地域と連携して推進します。

○交通事故の発生を抑制します

- ・警察や交通安全協会、地域との連携を図り、交通安全運動に取り組みます。
- ・飲酒運転、ながら運転、あおり運転による運転の危険性を積極的に周知します。
- ・交通安全対策では、交通弱者である歩行者、特に高齢者や児童生徒の安全対策を重点として進めます。
- ・通学路の安全対策では学校から半径500m以内のスクールゾーン内の通学路の安全対策を進めるとともに、通学路交通安全プログラムに基づき対策の実施を進めます。
- ・事故の発生につながる危険箇所を早期に発見し、優先順位をつけて計画的に整備します。
- ・交通安全のための道路照明・カーブミラー設置について行政と地域の役割を明確にし、計画的に取り組みます。

- ・地域住民同士の頻繁な意思疎通の醸成と、パトロールなどの未然防止策を支援します。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
5-1	施策1関連（防犯） 犯罪率（人口1,000人当たりの刑法 犯認知件数）	4.4件（H30）	3.8件
5-2	施策2関連（交通安全） スクールゾーン（小学校を中心とし た半径約500メートルの範囲）内通 学路での安全対策実施率（市道）	34.2%（R1）	100.0%
	人身交通事故発生件数	72件（R1）	42件

基本施策〔6〕 災害から生活を守る

地震や風水害、土砂災害、火災などのさまざまな災害から命を守り、できるだけ被害を少なくするように地域や家庭における備えを充実します。

【現状と課題】

○災害対応における共助力

- ・南海トラフ巨大地震をはじめ、台風による風水害や土砂災害などの発生が懸念されています。そして、近年の気候変動による大雨は、河川整備だけでは防ぐことが難しい状況でもあり、これまでの災害経験が通用しない時代となっています。
- ・国県道をはじめとした幹線道路においては、雨量規制により通行止が余儀なくされているのが現状です。特に山間部では、災害時に生活道路の崩壊等による孤立集落の発生が懸念されています。
- ・古い住宅は耐震性が低く、強い地震があれば倒壊する恐れがあります。
- ・緊急輸送路※沿いの建築物などの破損によっても生命・財産に多大な影響を及ぼすおそれがあります。
- ・適切な管理が行われていない空家等は、老朽化による安全性の低下、公衆衛生の悪化等、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。
- ・超高齢社会が進行する中、災害弱者を把握し、いかに救助するかが課題となっています。
- ・昼間人口が少ない地域では、緊急時における初動対応が課題となっています。
- ・自治会加入率の低下により、自治会未加入世帯について、把握や情報伝達ができてなくなっています。

※緊急輸送路：県が指定する道路であり、地震直後から発生する救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路。主に国県道が指定される中、市道では恵那病院線、雀ヶ根総合庁舎線、奥戸前田線等防災拠点を結ぶ路線が指定されている。

○減災の視点

- ・日頃からの備えや心構えにより被害を最小限に減らす「減災」という考え方に基づく行動が重要視されています。
- ・どんな自然災害等が発生しても機能不全に陥らない「強靱な地域」を作り上げる対策が求められています。
- ・木材価格の低迷や山林所有者の高齢化などにより充分に手入れがされない山間部において、土砂災害の発生が危惧されています。

【課題解決のための施策】

○地域、企業、各種団体などのさまざまな力を結集し、災害対応に向けた共助力の向上を図ります

- ・市における「地域防災計画」と各地域における「地区防災計画」を車の両輪のように、共助力を高めます。
- ・建築物の耐震診断、耐震改修を支援します。
- ・緊急輸送路など災害時の物資の輸送となる幹線道路の整備や、避難路における狭あい箇所の解消、道路の法面等の防災工事による地区の孤立防止対策を進めます。
- ・国土強靱化計画に基づき、生活インフラの早期復旧に努めます。
- ・適切な管理が行われていない空き家等の所有者に対し、必要な対応を行うよう情報提供等を行います。
- ・災害弱者の状況を把握するとともに、地域と連携して効果的な避難方法を確認し、円滑に避難ができる体制を整えます。
- ・地域、企業などの自主防災組織の活動を活性化し、支援することにより共助力を高

- め、地域防災力の強化につなげます。
- ・洪水、土砂災害対策としてマイハザードマップ（避難所への避難経路マップ）の作成支援や実践的な防災訓練を行い、市民が危険箇所を把握し、的確に避難行動がとれるようにします。
 - ・災害発生時においてボランティアや他の自治体による支援を円滑に受け入れられるように、体制の構築や訓練の実施を推進します。

○まちづくりの工夫などで、被害を最小限に抑え、早期に復旧できるよう備えを進めます

- ・「自分の命は自分で守る」という「自助」の観点から、家庭での災害に対する備えをするよう支援します。
- ・計画的に道路、橋梁などの生活基盤の点検・耐震化を図ります。
- ・消火栓に放水器具を設置するなど、市民による有効な初期消火ができる環境を整備するとともに、実際に初期消火ができるように訓練を実施します。
- ・消防団の災害対応力を向上するために、訓練や資機材を充実します。
- ・土砂災害防止や停電防止のための計画的な間伐を促進します。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
6-1	施策1関連（共助） 災害時避難行動要支援者個別支援計画策定率	0.0%（R1）	100.0%
6-2	施策2関連（減災） 緊急避難場所を知っている市民の割合	77.7%（H27）	89.0%
	総合防災訓練参集者の割合	47.2%（R1）	49.3%

理念：快適

基本目標：まちの魅力を高める

基本施策〔7〕 豊かな自然を守り、活かす

豊かな自然との調和を目指し、森林、里山、河川などの自然環境を長期的な視野で保全するとともに、誰もが親しめる場としての活用を図ります。

【現状と課題】**○自然の荒廃**

- ・木材価格の低迷等のための林業・木材産業の長期にわたる不振、生産者の世代交代のために境界が不明となった森林における手入れの行き届かない人工林の増加などにより、森林が持つ土砂災害防止や環境保全などの多面的な機能が十分に発揮されなくなっています。
- ・過疎化や高齢化による担い手不足、米の消費量低下、鳥獣被害などの要因が重なった結果、耕作放棄地が拡大し、農地・農業が持つ生物多様性の保全などの多面的な機能が十分に発揮されなくなっています。

○豊かな自然へのニーズ

- ・自然環境の再生とともに、魅力ある里山環境や田園風景が求められています。
- ・水源地、河川、ダム湖の水質を保全するとともに、水や川に触れて親しむことができる空間が求められています。

【課題解決のための施策】**○自然環境や農地の保全を推進します**

- ・地域住民の協力を得ながら、森林や農地が持つ多面的な機能や治山・治水対策の効果を発揮させる整備を計画的に進めます。
- ・森林や農地が持つ多面的な機能について、その重要性について理解を高めるとともに、景観の保全や秩序ある土地利用等による適切な保安全管理を推進します。
- ・広報活動などにより、市民の自然に対する理解を促進します。
- ・下流域の自治体などと連携し、水源地や河川環境の保全を進めます。

○魅力ある自然環境の活用を進めます

- ・良好な自然景観を守りつつ、棚田、寒天づくりなどの文化的な景観を活かしてまちの魅力を高める活動を進めます。（☆）※
- ・水や川に親しみ、動植物などと触れ合う体験や学習を通じて、自然環境との共生について認識を深めます。
- ・良好な自然環境を活かして、アウトドアツーリズム、スポーツツーリズムの誘致を図るための環境整備を進めます。（☆）

※（☆）：新規に追加した項目

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
7-1	施策1関連（保全） 市内民有林間伐等整備面積	593ha（R1）	5,400ha
	協定農用地面積	1,328ha（R1）	1,401ha
	耕作放棄地解消面積	5ha（R1）	73ha
7-2	施策2関連（活用） 都市農村交流人口	2,385人（R1）	17,300人

基本施策[8] 独自の歴史・文化を守り、活かす

伝統芸能、祭り、歴史的な街並みなどの独自の歴史・文化を伝える文化財を保全・継承しつつ、まちづくりに活かし、郷土への誇りと愛着を醸成します。

【現状と課題】

○ふるさとの歴史・文化に対する認識の共有

- ・歴史・文化は、郷土への誇りと愛着を醸成するために大きな役割を果たしていることから、地域住民が独自の歴史・文化に根ざした地域像に対して共通認識を持つことが求められています。

○歴史・文化への理解による郷土への誇りと愛着の醸成

- ・伝統芸能、祭り、歴史的な街並みなどの独自の歴史・文化を伝える文化財に対する地域住民の関心は充分とはいえません。地域の歴史・文化への理解を深め、郷土への誇りや愛着につなげることが求められています。
- ・文化的景観^{*}の保全・形成など、郷土への誇りと愛着を感じられる地域の歴史・文化を活かしたまちづくりを進めることが求められています。

※文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第5号より）

○歴史・文化の保全・継承

- ・国、県、市により位置付けられた文化財の整備・活用は、充分とはいえません。
- ・地域の中には歴史・文化を継承する担い手が不足している例がみられています。
- ・すでに失われてしまった芸能・祭り・習慣などの伝統文化を再発見し、地域に新たな価値を加えることで、地域の魅力を高める必要があります。

【課題解決のための施策】

○郷土の歴史・文化について理解を深め、自ら行動する人材を育てます

- ・学校における地域学習を始めとして、子どもから大人まで、郷土の歴史・文化について学び、後世に継承し、広く浸透させる機会を設けます。
- ・各地域に残る祭り、伝統芸能などの伝統文化について、地域住民が主体となった特色のある活動を促進し、伝統文化に触れる機会の充実を図るとともに、地域内外からの協力を得て担い手の育成に努めます。
- ・地域の伝統的な食文化に学んだ食による健康づくりを進めます。

○地域の歴史・文化を活かした総合的なまちづくりを推進します

- ・地域に残る歴史・文化を伝える遺産の価値を明らかにするための調査研究を進め、後世のために適切に保全するとともに、教育、観光、食文化、特産品等のさまざまな分野で活用する総合的な取り組みを推進します。（☆）
- ・歴史的建造物や歴史的なまち並みについて、価値の明確化を図りつつ、保全・活用を進め、独自の歴史や文化を活かしてまちの魅力を向上します。
- ・各地域の文化財の保全、活用を図るとともに、まち並み・景観の整備を推進します。
- ・美術館等の文化施設における特色のある企画を開催しながら、祭り・芸能などの伝統文化を体験できる取り組みを進めます。
- ・地域の歴史・文化を活かした観光振興や特産品の開発を進めます。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
8-1	施策1関連（理解増進・人材育成） 文化振興会が開催する伝統芸能大会・文化祭の参加者数	4,721 人 (過去3年間平均)	5,000 人
8-2	施策2関連（保存・活用） 中山道広重美術館・岩村歴史資料館・ひしや資料館の入館者数	78,801 人 (過去3年間平均)	96,000 人

基本施策[9] 美しく使いやすいまちをつくる

魅力的なまち並み・景観の形成を進めるとともに、快適に暮らすことができる計画的な土地利用を進めます。

【現状と課題】

○まち並み景観の形成

- ・管理が行われていない空き家、耕作放棄地などの増加が、景観や環境の保全の観点から課題となっています。
- ・住民の間で地域にふさわしい景観についての認識が十分に共有されておらず、住民が誇りと愛着を感じられる魅力的なまち並み・景観の形成が求められています。

○快適なくらしのための計画的な土地利用

- ・駅周辺、暮らしの利便性が高い地域、人口が減少している地域において、それぞれの課題に応じた居住環境の充実が求められています。
- ・工場立地、農業振興などの各種目的に合った土地利用が求められています。
- ・子どもが楽しく遊ぶことができる公園、ペットを連れて行くことができる公園など、市民が快適に過ごすことができる憩いの空間が求められています。

○土地の境界の確認

- ・相続登記が行われず放置された土地が増加傾向にあり、相続人調査に要する時間も増加しています。また、境界を把握している所有者が高齢化していることから境界立会等が難航しています。

【課題解決のための施策】

○良好なまち並み・景観を市民と共に形成していきます

- ・各地域の個性ある景観を保全するため、地域や市民と協力して、空き家等の適正管理を推進します。
- ・歴史的建造物や歴史的なまち並みについて、価値の明確化を図りつつ、保全・活用を進め、独自の歴史や文化を活かしてまちの魅力を向上します。

○計画的な土地利用を推進します

- ・土地利用などに関する整備方針を定め、都市計画道路、宅地造成、工業団地などの整備を計画的・重点的に進めます。
- ・既存の広場・公園について、計画的な維持管理・更新により、再利用や活用を図ります。

○地籍調査を計画的に進めます

- ・地籍調査を遅延することのないよう計画的に実施することにより、土地の所有者と境界の明確化に努めます。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
9-1	施策1関連（まち並み・景観形成） 特定空家解消率	50.0%（R1）	92.3%
9-2	施策2関連（計画土地利用） 都市計画道路整備率	49.0%（R1）	52.0%
9-3	施策3関連（境界確認） 地籍調査実施率	41.8%（R1）	43.6%

理念：快適

基本目標：便利に暮らす

基本施策[10] 行きたいところへ行ける

市民や来訪者が行きたいところに行くことができるように、各種の移動手段について総合的な利便性の向上を図ります。

【現状と課題】**○交通弱者のニーズと実状のかい離**

- ・恵那市は自家用車による移動が普及しており、公共交通機関について、利用者数の確保が充分でなく、存続が心配されています。
- ・学生や高齢者など切実な必要性を感じている利用者のための移動手段を確保できなくなることが懸念されます。
- ・高校生の通学、高齢者の買い物・通院など、利用者のニーズに応じた効率的かつ効果的な移動手段を提供することが必要です。
- ・公共交通機関を始めとする地域の移動手段の確保には、市民が自ら行うボランティア移送や公共交通空白地有償運送などさまざまな取り組みが見られますが、移動手段の相互の連携が充分ではない場合があります、必ずしも利用者のニーズにあったものになっていません。
- ・路線バスや各種移動手段の運行を維持・充実させるため、運転手等の担い手を確保するとともに、将来に備えて、シェアリング、自動運転などの導入に向けた取り組みが求められています。

【課題解決のための施策】**○持続可能な移動手段や、交通弱者が利用しやすい移動環境を整備します**

- ・新たな収入確保策を検討するなど、市内の公共交通機関の存続に努めます。
- ・さまざまな利用者が日常生活で困ることのないよう、移動支援を進めるとともに、鉄道との乗り継ぎを考慮したバス路線など、交通事業者が連携し利用者のニーズに即した移動環境を整備します。
- ・公共交通機関を始めとする各種の移動手段の運行を持続するよう運転手など養成に努めます。
- ・誰もが行きたいところに行けるよう、自宅と公共交通機関の駅やバス停をつなぐ持続可能な移動手段の検討を進めます。
- ・将来に備えて、ライドシェア※、自動運転などの新たな仕組みや技術の導入のための調査を進めます。（☆）

※ライドシェア：自動車の相乗りを交通手段として提供するサービス。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
10-1	施策1関連（移動） 公共交通機関の年間利用者数	761,490人（H30）	800,000人

基本施策[11] モノや情報が容易に得られる

市内のどこに住んでいても、生活必需品の購入や必要な情報の確保に困ることがないような環境整備を進めます。

【現状と課題】

○周辺地域の買い物環境

- ・今後高齢化が進む中で増加が予想される買い物弱者が買い物しやすいシステムが求められています。
- ・周辺地域では食料品や生活用品などの生活必需品を購入できる店舗が減少し、遠方まで出かけていかなければならないことから、買い物環境の維持・充実が求められています。

○情報通信基盤のあり方

- ・光通信網の整備により市内の全域で高速通信が利用できる環境が整備されています。今後は、モバイル端末の普及に対応していくため、公衆無線網の整備や、その機能を活用したさまざまな行政サービスの創出、提供が求められます。

【課題解決のための施策】

○周辺地域での買い物環境の整備を進めます

- ・地域や事業者の協力を得ながら、高齢者等が容易に買い物できるよう多様な仕組みづくりを推進します。
- ・周辺地域において、公共性の高い施設を中心に買い物環境を整備する「小さな拠点」※の形成を推進し、持続可能な集落づくりを進めます。

※小さな拠点：小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組

○高度情報化社会に適合した情報通信基盤の整備を推進します

- ・ICT を積極的に活用して、効果的かつ効率的な行政運営や利便性の高い市民サービスの提供を行い、快適な生活環境の実現と市内経済の活性化につなげます。
- ・市内光通信網を最大限に活用して、さまざまな分野で AI※ や IoT※ 等の先端技術の導入により地域課題の解決を図ります。
- ・告知放送設備の更新に当たっては、災害に強い方式を比較検討し、整備します。
- ・公衆無線網の整備を推進するとともに、その機能を活用したさまざまな行政サービスの創出、提供を図ります。

※AI：「Artificial Intelligence / アーティフィシャル・インテリジェンス」の略語で、「人工知能」を意味するもの。一般的には「人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの」という意味合いで理解されている。

※IoT：「Internet of Things / インターネット・オブ・シングス」の略語で、「アイ・オー・ティー」と読み、「モノのインターネット」と訳される。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
11-1	施策1関連（買い物環境） 日用品の買い物に不便を感じた 市民の割合	8.1%（R1）	7.6%
11-2	施策2関連（情報通信） 市民へのICTサービス提供数	0件（R1）	15件

理念：活力

基本目標：いきいきと暮らす

基本施策[12] 誰もが学び続けられる

学校教育や読書などをきっかけにして学ぶ習慣を身につけ、生涯を通して学び続けられる環境づくりを進めます。

家庭・学校・地域など社会全体で、思いやりやマナー、郷土への誇りや愛着、社会参画意識など、社会性や協調性のある豊かな心を育てることができる環境づくりを進めます。

【現状と課題】

○学ぶ楽しさを知り、学ぶ習慣をつける

- ・幼児期から楽しみながら学びに触れることが学びの基礎となることから、保護者の理解を高めて、家庭教育の充実、学びに触れる機会の増大を図る必要があります。
- ・幼児期に読書をする子としない子との間で、将来の読書頻度が極端に分かれる傾向があります。
- ・生涯学び続けるためには、基礎学力を習得し、探求心を育て、未経験の局面に対応できる力を身につけることが求められています。
- ・誰もが学びに触れる機会を得ることが求められています。
- ・集団生活を通して、仲間と切磋琢磨し、社会性や協調性を培うことができる教育機会が求められています。

○生涯を通して学ぶことができる体制づくり

- ・三学（三つの学び）の精神・取り組みを、市民が知り、実践することが求められています。
- ・公民館講座や地域塾など個々での学びの成果を地域等に還元する機会が多くありません。
- ・住民の課題解決を目指して、地域内で人を育てる場づくりが求められています。
- ・地域に根差した専門性の高い指導者を確保し、義務教育だけでなく、講座やイベント等でも教育を受けられる機会が求められています。
- ・市内に立地する学校と地域が連携して学びの場を生み出すことが求められています。また、通信制高校では、地域での体験学習やICTを活用した柔軟な学習環境の提供を進めており、その活用について検討を進める必要があります。

○社会全体で共に生きる力を育てる

- ・価値観の多様化により、家庭や地域の中でつながりが希薄化し、人と人との関係を築けない人が増えています。
- ・社会性や協調性を育むためには、家庭・学校・地域などを含めた社会全体が一体となって取り組むことが求められています。
- ・家庭教育は教育の根幹となるため、親としての意識の向上が求められています。
- ・地域の歴史や文化を知ったり、地域ならではのスポーツに親しんだりすることが、地域への誇りや愛着につながります。
- ・児童館や公園など、子どもが集まり、ともに遊べる場所があることで、子ども同士のコミュニティが生まれます。
- ・国際教育や発信・活用を重視したICT教育などにより、自らを発信できる力をつけることが重要です。

【課題解決のための施策】

○学ぶことができる場の提供を進め、学ぶ習慣の習得を目指します

- ・幼少期から読み聞かせや読書など、楽しみながら学びに触れる機会を創出するとともに、快適な読書環境を幅広い世代に提供するため、図書館を始めとした読書機会の提供を充実します。
- ・家庭での教育力向上のための取り組みを進めます。

- ・基礎学力の向上に加えて、各自の良さを認識できるように個別最適化された学びの提供、各自の能力を最大限発揮できる教育（「志」教育）を推進します。
- ・生徒一人ひとりの教育へのニーズに対応するため、特別支援教育の充実を図ります。
- ・少子化による少人数学級の増加で、多種多様な価値観や考えに触れる機会の減少を防ぐため、ICTを活用した教育を進めます。

○生涯を通して学べる体制づくりを進めます

- ・三学の精神・取り組みを市民に広め、実践を促します。
- ・地区コミュニティセンターを核とした学びの体制を構築し、学びの成果を生かす機会の提供を進めます。
- ・専門性の高い分野で、学習し、指導を受ける機会を更に充実するために、地域に根差した指導者の確保を進めます。
- ・市内に立地する学校と地域が連携して多様な学びの場を創出します。（☆）
- ・通信制高校が取り組む地域の現場を活用した体験学習やICTを活用した、場にとられない学習の導入について検討を進めます。（☆）

○家庭、学校、地域など、社会全体で共に生きる力を育みます

- ・人権教育を始めとした青少年の健全育成を進めます。
- ・家庭、学校、地域が一体となった教育体制を構築し、子どもがまちづくりに参加したり、地域の歴史や文化等に触れたりすることができる機会を提供するとともに、各自が抱える課題を共有し、解決を図るための取り組みを進めます。
- ・多世代が交流し、ともに体験できる場を整備します。
- ・子どもがともに遊ぶことができる空間づくりを進めます。
- ・専門性の高い指導者による国際教育やICT教育を進め、外と繋がる力や高度情報化社会を生き抜く力を養う取り組みを進めます。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
12-1	施策1関連（学びの場） 「家で、自分で計画を立てて勉強をしている（小6）」の全国平均との差	7.4% (過去3年間平均)	8.0%
	「家で、自分で計画を立てて勉強をしている（中3）」の全国平均との差	4.6% (過去3年間平均)	5.0%
12-2	施策2関連（生涯学習） 学んで生かす人（生涯学習で得た知識や成果を生かして、地域や社会に還元していく人）	0人（R1）	40人
12-3	施策3関連（共生力） 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある（小6）」の全国平均との差	△4.5% (過去3年間平均)	全国と同水準
	「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある（中3）」の全国平均との差	8.4% (過去3年間平均)	10.0%

基本施策[13] 暮らしに豊かさが感じられる

芸術・文化、スポーツ、社会貢献活動、趣味・娯楽などのさまざまな活動を通じ、楽しみながら充実した人生を送る機会を増やし、暮らしに豊かさが感じられるようにします。

【現状と課題】

○文化・スポーツなどの多様な活動の維持

- ・学校の生徒数が減少し、多様な活動に触れるきっかけとなる部活動の種類が限定されています。
- ・興味を持った人や初心者が気軽に体験できる機会の提供が活動への参加につながります。
- ・年齢や多忙を理由にスポーツをしない人がいるため、ライフスタイルに合わせた多様な機会の提供が求められています。
- ・人口減少や高齢化に伴い、継続が難しくなっている団体競技や文化活動があります。

○文化・スポーツなどの活動の活発化

- ・活動に専門性を持たせるためには、指導者が必要です。このため、指導者のネットワーク化による地域に根差した専門性の高い指導者の確保、次世代の後継者の育成、類似団体間の連携・つながりが求められています。
- ・気軽に利用できる適切な場所の確保が求められています。
- ・活動のやりがいを高め、質の向上を図るために、時代に合った発表や発信の機会の確保が求められています。
- ・健康的な生活を送るために、日常的なスポーツ習慣が身につく機会の提供が求められています。
- ・ボルダリング、ボート・カヌー、モータースポーツのような近年、関心が高まっている分野において、競技人口・交流人口の拡大、競技力の向上に向けた取り組みが求められています。

【課題解決のための施策】

○多様な文化・スポーツなどに触れることができる機会の充実を図ります

- ・児童、生徒が多様な活動に触れることができる機会づくりを推進します。
- ・文化・芸術に気軽に触れることができる場の提供、機会の創出を推進し、活動の裾野の拡大を図ります。
- ・ライフスタイルや年代に応じて、楽しみながらスポーツができる機会を提供します。

○さまざまな文化・スポーツなどの活動の質を高め、活動を活発にします

- ・文化・芸術の各分野において、優れた知識や技能、経験を持ち、講師として活動できる後継者を育成・登録し、活動を次世代につなげます。
- ・スポーツ指導者の育成・登録を進め、スポーツに挑戦する楽しみや喜び、達成感を得られる環境を整備します。
- ・文化芸術・スポーツ活動を行う「場」を整備、充実します。
- ・活動で学んだことや習得した成果を、発表・発信する機会を設け、活動のレベルアップを図ります。
- ・ボルダリング、ボート・カヌー、モータースポーツのような新たに関心が高まっている分野のための環境整備を進め、競技人口や交流人口の拡大を図ります。（☆）

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
13-1	施策1関連（機会創出） スポーツ施設の利用者数	360,738 人（H30）	363,000 人
13-2	施策2関連（活性化） 学んで生かす人（生涯学習で得た知識や成果を生かして、地域や社会に還元していく人）（12-2 再掲）	0 人（R1）	40 人
	競技人口	4,200 人（R1）	4,200 人

基本施策[14] もっと住みたいまちになる

都市の持続可能性を高めるための人口の維持・回復を図るとともに、周辺地域においても魅力を高めて移住・定住を促進し、地域の維持に取り組みます。

【現状と課題】

○住宅用地の不足

- ・市内に新規取得できる住宅用地の供給が少なく、結婚等を契機に他都市に移住する若い世代が見られるとともに、新規の居住者の受け入れが難しい状況にあります。
- ・住宅開発は一定規模以上の面積になると、開発要件の条件が多くなるため民間における開発が行われていません。

○居住人口の維持・回復

- ・少子高齢化、市外への転出超過により、人口の減少が進んでいます。
- ・市内に新規に取得できる住宅の供給が少なく、結婚等を契機に他都市に居住する若い世代が見られるとともに、新規の居住者の受け入れが難しい状況にあります。
- ・高齢化の進展等により空き家の増加が予想されるため、良質な住宅を適切に活用することが求められます。
- ・転出の抑制、転入の促進を図るためには、雇用、子育て、医療・介護、移動等充実を図り、住宅取得の不安を解消するとともに、居住環境の魅力を高める必要があります。
- ・外国人労働者を受け入れるための体制や環境整備が十分ではなく、住宅確保や生活の不安解消等のために、相談窓口の設置や支援の充実が求められています。
- ・若い女性の転出超過が目立つようになっており、対策が求められています。

○周辺地域の維持

- ・市外や市街地への人口流出により、周辺地域の存続が危ぶまれています。地域に誇りと愛着を持ち、住み続けることのできる環境整備が求められています。
- ・移住希望者に周辺地域の魅力をPRするとともに、地域独自の慣習などに対する不安を払拭するための取り組み、移住者を受け入れるための地域の意識の醸成が求められます。
- ・移住者と地域住民との交流の機会の充実が求められています。
- ・移住・定住を促進するために交流人口や関係人口の拡大が求められています。
- ・都市部と比較して不利な条件を克服するために、IT技術の活用による医療・教育の提供、ドローン・自動運転・ライドシェア等による移動・物流の効率化等の先端技術の活用に向けた準備を進める必要があります。

【課題解決のための施策】

○新たな住宅地供給を促進します

- ・都市的土地利用が可能な区域を中心に、新規の住宅取得需要に対応するため、リニア基盤整備計画に基づき、良好な住宅用地の整備を行います。
- ・開発に係る奨励金を充実させ、民間における住宅地開発の増加を図ります。

○住宅取得の負担軽減や不安解消を図ります

- ・増加が予測される空き家の質を高めて活用する改修（リノベーション）する取り組みを推進します。
- ・若い世代を対象に市内で住宅を取得する際の負担を軽減する支援について、効果を検証しつつ、政策目的を明確にして適切に実施します。
- ・住宅取得の不安解消を図るとともに、居住環境の魅力を高めるために、居住促進の取り組みと連携して、雇用機会の拡大、子育て支援や教育の充実、医療・介護の充

- 実、通勤・通学等の利便性の向上等の環境整備を総合的に進めます。
- ・外国人労働者のために、居住環境の確保、言語・生活習慣・文化の違い等に伴う見えない壁の解消のための支援を行います。
 - ・若い女性の転出超過を抑制するため、女性が希望する雇用の場の創出、子育て支援の充実など多分野にわたり取り組みを推進します。

○地域の人口を維持するために移住・定住を促進します

- ・周辺地域からの転出抑制のために、移動・買い物等の居住の不安を解消するとともに、誇りと愛着を持って住み続けられる地域づくりのために地域が一体となって行う取り組みを推進します。
- ・UIJターン※、自然居住・田舎居住、二地域居住等の移住・定住のニーズに対応し、周辺地域の魅力や居住環境等について適切な情報の発信を行います。
- ・移住者が地域に円滑に溶け込むことができるように、地域の受け入れ体制を整え、地域住民との交流の機会の充実を図ります。
- ・都市部からの交流人口や関係人口の拡大を図り、移住・定住につなげるための取り組みを推進します。（☆）
- ・自動運転、ドローン、IoT等の先端技術を活用して、生活に不可欠なサービスを提供する方法について、実証実験等を通じて検討を進めます。（☆）

※UIJターン：「ユー・アイ・ジェイ・ターン」は、以下の3つの人口還流の総称。

①Uターン現象：地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住すること。

②Iターン現象：地方から都市へ、又は都市から地方へ移住すること。

③Jターン現象：地方から別の地域（主に大都市）へ移住した後、地方近くの中規模な都市へ移住すること。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
14-1	施策1関連（住宅地確保） 新規住宅用地区画数	0区画（R1）	200区画
14-2	施策2関連（居住促進） 20～39歳女性人口に占める20～39歳女性転出者数の割合	△2.63% (過去3年間平均)	△1.84%
14-3	施策3関連（周辺地域居住対策） 空き家バンク成約数	27件（R1）	33件

理念：活力

基本目標：まちを元気にする

基本施策[15] 産業をつくり、育てる

新分野産業の育成、既存企業の育成、農林業の経営基盤の強化など、産業の高度化・転換を推進し、安定した雇用と地域の活力を高めます。

【現状と課題】

○各種産業を支える経営基盤の強化と新たな活力への期待

- ・産業の継続や振興には、事業継続のための安全対策の実施及び時代に対応した経営基盤を整えるとともに、顧客ニーズに対応した商品・サービスの提供による付加価値の増大などの取り組みが求められています。
- ・起業に当たっては、資金や場所の確保が求められています。
- ・まちの活力を高め、多様な求職ニーズに対応するために、新産業育成・起業促進・企業誘致による新たな活力の創出が求められています。
- ・販売促進、人材育成、商品開発を一体的に支援し、既存の事業者の経営改善、新規事業者の育成に総合的に取り組む担い手が求められています。
- ・産業の推進においては物流の効率化も重要な視点です。特に多数の工業生産が行われている工業団地においては、より物流機能を推進するための道路整備が課題となっています。

○後継者不足等による農林業の衰退が懸念

- ・担い手の不足、米等の農作物価格や木材価格の低迷、不利な立地条件などによる農林業の衰退が懸念されます。こうした農林業の現場では、依然として人手による作業や熟練者でなければできない作業が多く、労力の効率化、省力化、人手の確保、負担軽減が重要な課題となっている中、ロボット、AIなど先端技術の導入に向けた推進を図る必要があります。
- ・森林整備を推進するために林道、作業道の開設や既設道の改良、舗装が必要となっています。
- ・有害鳥獣による農作物被害は増加傾向にあり、イノシシが多く確認されており、近年二ホンジカ及び、二ホンザルの被害も増加し、農家の生産意欲の低下もみられる。
- ・農業者の減少と高齢化が進み、担い手・後継者不足が深刻化する中、農業の持続性が懸念される状況が生じています。農業を産業として持続するために、新たな就農者の確保と育成を図るとともに、農業の生産性の向上と6次産業化などによる付加価値を高め、所得の向上による農業経営の安定化を推進する取り組みが必要となっています。

○商店街の空洞化によるにぎわいの衰退

- ・市民による商店街の利用が減少し、個店の売上減による商店街の活力低下が進んでいます。商店街のワン・ストップ・ショッピングの魅力が低迷し、さらに、消費が減少して、商店街の空洞化が進行する悪循環が生じています。
- ・商業事業者の後継者不足のため、事業所数が減少しています。

【課題解決のための施策】

○各種産業を支える経営基盤の強化、新規企業の増加による新たな活力の創出を図ります

- ・地域の資源に着目し、外部の事業者とのマッチング等の販路の開拓、稼ぐ力を育むための意識改革、新規事業者の育成、付加価値の高い商品開発等を総合的に支援するための民間組織を支援します。（☆）
- ・企業の新商品開発など、市内企業の高度化を支援します。
- ・市内企業の拡張や市外からの多くの業種を対象とした企業誘致により新たな活力を

- 創出します。多様な雇用機会の創出を市内企業への求職者数の増加につなげます。
- ・起業希望者には、創業初期の負担軽減などの支援をします。
 - ・地域資源を活用した商品・サービスのブランド化を推進し、地域に眠る魅力ある産品やサービスの販路の拡大を進めます。
 - ・工業団地周辺においては、効率的な物流に向けた道路の整備や維持を行います。

○農林業の衰退を防ぎ、魅力を高めます

- ・農林業の衰退を防ぐため、農林業の後継者を育成するとともに、生産性向上・販売価格向上・経営所得の安定化に向けて、販路拡大、集荷等の支援、生産基盤の維持・整備などを進めます。
- ・農林業の後継者の安定雇用に向け、農林業を総合的に捉えた担い手の体制基盤を検討します。
- ・ロボット、AI等の先端技術の導入を支援することで、農林業の生産性、品質、作業効率の向上を図ります。
- ・農産物の付加価値向上を図るため、農業者と多様な事業者との連携を支援し、生産から加工、流通、販売までを一体的に取り組む6次産業化を支援します。
- ・森林整備推進のため林道及び作業道の整備を行います。
- ・有害鳥獣による被害対策として、侵入防止柵の普及を図り、猟友会の育成を支援します。

○商業の活性によるにぎわいの創出を図ります

- ・商店街が自ら実施する、商店街の魅力を高める取り組みを支援します。
- ・にぎわい創出に向け、市街地エリアのまち並み整備を進めます。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
15-1	施策1関連（産業振興） 恵那市商工振興補助金を活用した 事業件数	34 件（H30）	50 件
	6次産業化に取り組む生産者団体 等数	3 件（H30）	9 件
15-2	施策2関連（農林業振興） 林業就業者数	54 人（H30）	65 人
	農業の担い手経営体数	114 件（H30）	120 件
15-3	施策3関連（商店街振興） 商店街の空き店舗活用件数	4 件（H30）	7 件

基本施策[16] もっと訪れたいまちになる

地域が主体となって地域資源の魅力を磨き上げ、内外にその魅力を発信し、観光まちづくりや都市農村交流などを通じて、まちの活力を高めます。

【現状と課題】

○恵那の魅力発掘・発信とブランド化

- ・恵那市には豊かな自然、歴史、文化がありますが、その価値については、十分に認識され、発信されているとはいえません。
- ・ドラマロケ地となるなどにより知名度も向上していますが、その効果が一過性のものとならないようにする必要があります。
- ・今後、持続的に観光・交流を活発化するためには、地域資源の魅力をさらに磨き上げ、ブランドへと高めていくことが求められています。
- ・「恵那」の魅力を広く周知し、関心を高めることが、恵那への来訪につながることから、内外に向けた戦略的な情報発信が求められています。
- ・販売促進、人材育成、商品開発を一体的に支援し、既存の事業者の経営改善、新規事業者の育成に総合的に取り組む担い手が求められています。

○滞在・周遊型を目指した観光商品の開発

- ・恵那市への観光は日帰り旅行が主であり、滞在時間が短く消費する金額も少ない傾向にあります。さまざまな魅力を組み合わせ、各主体が連携した滞在・周遊型の観光メニューの醸成や多様なニーズに応じた滞在・宿泊施設の整備などが求められています。
- ・自然を活用した都市農村交流については、経済性が十分でなく、運営をボランティアに頼っている状況であることから、事業の継続性確保に向けた取り組みが求められています。
- ・近年アウトドア活動、スポーツ（モータースポーツ、ボルダリング、ボート・カヌーなど）を目的として恵那市を訪れる交流人口が増加傾向にあり、キャンプスタイルも多様化していることから、時代にあわせて多くの交流人口を受け入れられる環境整備が求められています。
- ・インバウンドの増加に対応するため、案内表示、パンフレット、ホームページ等の多言語化が求められています。

【課題解決のための施策】

○恵那の魅力について、発掘、ブランド化、情報発信を進めます

- ・恵那市の強みである豊かな自然、歴史、文化に根ざした地域資源を磨き上げ、ブランド化を図ります。
- ・名古屋圏に加えた新たな市場に向け、PRが十分でない首都圏などでの取り組み強化や新規ターゲットの掘り起こしなど、戦略的なPRを行います。
- ・マーケティングに基づき、ターゲットに合わせてSNSやメディアなど多様な情報通信手段を活用し、効率的な情報発信を実施します。

○観光基盤を整備し、滞在・周遊を意識した観光商品の開発を推進します

- ・Wi-Fi[※]やICTを活用した案内標識、キャッシュレスの整備など、インバウンドも含めて多様化する観光客ニーズに対応した観光地整備を進めます。
- ・日本版DMO[※]の取り組みにより、地域資源を最大限に活用した「稼げる」観光地づくりを推進します。
- ・豊かな観光資源を有する恵那市の強みを生かし、資源の組み合わせ、主体の連携・協力により、多様なニーズに対応した観光商品の開発、周遊ルートの設定を推進します。

- ・恵那市の地形や自然環境を最大限に活かして、スポーツツーリズム、アウトドアツーリズムを通じた交流人口拡大を目指します。
- ・地域の資源に着目し、外部の事業者とのマッチング等の販路の開拓、稼ぐ力を育むための意識改革、新規事業者の育成、付加価値の高い商品開発等を総合的に支援するための民間組織を支援します。（☆）

※Wi-Fi：「ワイファイ」と読み、パソコン、スマートフォン、家電などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でLAN（Local Area Network / ローカル・エリア・ネットワーク）に接続する技術のこと。

※DMO：「Destination Management Organization / デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション」の略語で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
16-1	施策1関連（魅力発掘・発信） 観光消費額	87 億円（H30）	100 億円
16-2	施策2関連（滞在・周遊） 外国人延べ宿泊者数	18,000 人（H30）	30,000 人
	スポーツ交流人口数	13,425 人 (H30、R1)	26,000 人

基本施策[17] 資源を活かし、まちを潤す

食、エネルギー、住まいの地産地消をはじめとして、経済・資源の域内循環の仕組みを確立し、自律的で持続可能な地域社会の形成を図ります。

【現状と課題】

○地球温暖化

- ・地球温暖化は、通常の事業活動や日常生活から発生している二酸化炭素等の温室効果ガスが大きな原因となっており、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー・省資源化が求められています。

○経済の域内循環

- ・地域内経済は、消費者と生産者の距離が近く消費者総数も限定されるため、農業生産やモノづくりにおいて、きめ細やかに消費者ニーズに適應した供給体制が求められています。
- ・地元産の農産物・食品について、地域内で消費する機会を充実するとともに、扱っている店舗が消費者に充分周知されていないため、PRの充実が求められます。
- ・間伐材、食品残さ、豊富な水力資源は、再生可能エネルギーへの活用が見込まれます。再生可能エネルギーの活用のためには、地域で自律的に機能する事業者が求められます。

○限られた資源の活用

- ・限られた資源を有効に活用するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みが求められています。
- ・有効に活用されていない資源ごみにより、ごみ処理コストが大きくなっています。

【課題解決のための施策】

○地球温暖化対策の推進

- ・市民や事業者に対する普及啓発を行い、地球温暖化防止のために、意識の高揚及び活動の促進を図るとともに、省エネルギー・省資源化について普及啓発を進めます。

○地域内経済の循環を図るための体制を整備します

- ・生産者と販売先を繋げる機会の充実や、生産者の負担を軽減する集荷制度の整備を進めます。
- ・食の地産地消を進めるため、農産物の安定的な生産の確保と地元産の認知度向上を支援するとともに、市内消費を拡大するための販路の開拓を支援します。
- ・エネルギーの地産地消を進めるため、太陽光、風力をはじめ、食品残さ・間伐材等のバイオマス、農業用水路等の小水力等を再生可能エネルギーに活用するための取り組みを推進します。地域新電力の小売・卸を担う事業主体の創設に向けた検討を進めます。
- ・住まいの地産地消を進めるため、地元産材の活用、地域内の技能者の活用・育成を総合的に進めます。（☆）

○限られた資源の活用を促進します

- ・3R活動を推進し、ゴミの減量化や、モノの再利用を促進します。
- ・資源ごみの拠点回収の導入により、行政のごみ回収コストを軽減しつつ、買取代金の還元により地域活動の財源を生み出すことで、資源の有効活用を推進します。（☆）

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
17-1	施策1関連（地球温暖化） 1世帯1日当たりのごみ排出量 (3-5再掲)	2.0kg (H30)	1.7kg
17-2	施策2関連（地産地消） 木の駅間伐材取扱量	860t (R1)	7,000t
	市民が1年間に必要とする総カロリーに占める市内生産農作物カロリーの割合	56.3% (H30)	63.0%
	学校給食での地場産物使用率	20.9% (R1)	26.0%
17-3	施策3関連（資源活用） 年間資源リサイクル率	61.8% (H30)	65.0%

基本施策[18] リニア中央新幹線開通を活かす

（仮称）リニア岐阜県駅及び中部総合車両基地が出来ると中津川市と隣接する都市としての利点を最大限に活かすため、新たな定住・交流人口の拡大を図るとともに、必要な基盤整備・交通環境の改善を戦略的に進めます。

【現状と課題】

○リニア中央新幹線開通後の生活の新たなスタイル

- ・リニア中央新幹線を利用して広範囲の移動を伴う仕事をしながら、自然に近い豊かな環境での居住を希望する新たな生活・仕事のスタイルの普及が予想され、恵那市は居住の適地として期待されます。
- ・普段は、豊かな自然環境に近い自宅に居ながらインターネットを通じて不自由なく仕事をし、必要に応じてリニア中央新幹線を利用して都市部に出かける仕事のスタイルの普及が予想され、恵那市は居住の適地として期待されます。

○リニア中央新幹線開通後の仕事の新たなスタイル

- ・東京、名古屋等の都市部から自然豊かな地域にオフィスを移転し、よりよい環境で研究・開発・デザイン等の創造的な業務に取り組む新たな風潮が生まれつつあり、恵那市はオフィス立地の適地として期待されます。

○リニア中央新幹線開通後の観光・交流

- ・リニア中央新幹線開通後は、移動時間が短縮されることから、関東地方からの観光客や海外旅行客を呼び込むことができる可能性が高まります。受け入れ体制の整備が求められます。
- ・海外からのインバウンドの拡大に向けて、本市ならではの観光コンテンツを充実する必要があります。

○リニア中央新幹線開通に伴う基盤整備と交通環境の改善

- ・リニア中央新幹線の開通により、企業誘致の可能性が高まるとともに、働く人々の住宅が必要となります。また、（仮称）リニア岐阜県駅から恵那市の市街地や主要な観光地への移動時間の短縮が求められます。
- ・リニア中央新幹線の軌道により分断される道路・水路等が、市民生活に影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・リニア開通の将来に向けて、自動運転をはじめとした新たな交通手段に対応するための準備を進める必要があります。
- ・現在は名古屋―瑞浪間で折り返すことが多いJR中央本線について、リニア中央新幹線開通後に向けて、恵那駅に停車する列車の増便を働きかけ、交流・定住の拡大につなげることが期待されます。

【課題解決のための施策】

○リニア中央新幹線開通を活かした新たな生活のスタイルへの対応を図ります

- ・リニア中央新幹線開通に伴う新たな生活・仕事のスタイルの普及について検討を深め、将来につながる居住、通信等の環境整備を推進します。（☆）
- ・UIターン、自然居住・田舎居住、二地域居住等の移住・定住のニーズに対応し、周辺地域の魅力や居住環境等について適切な情報の発信を行います。

○リニア中央新幹線開通を活かした新たな仕事のスタイルへの対応を図ります

- ・都市部で研究・開発・デザイン等の実績を積んだ経験者に対して、恵那市出身者等を中心に、恵那市での帰業（地元に戻って起業する意味の造語）を働きかける取り組みを推進します。（☆）

○リニア中央新幹線開通を活かした関東地方や海外からの観光・交流の拡大を図ります

- ・リニア中央新幹線開通を契機として、関東地方からの観光客や成田・羽田空港からの海外旅行客を呼び込むためのプロモーション、観光商品の開発について検討を進めます。（☆）
- ・すでに海外からのインバウンドの呼び込みに成功している他の地域との連携を高める取り組みを進めます。（☆）
- ・インバウンド客が好む地域独自の自然・歴史・食等の体験が可能な観光メニューの充実を図り、受け入れ体制の整備を推進します。（☆）

○リニア中央新幹線開通を最大限に活かすための基盤整備・交通環境改善を進めます

- ・リニアインパクトを享受するための企業誘致や労働者の定住を目指した基盤整備を進め、戦略的な道路整備を推進します。また、（仮称）リニア岐阜県駅から恵那市の市街地や主要な観光地への移動時間を短縮するための道路等の基盤整備など交通環境の改善を図ります。
- ・リニア中央新幹線により分断される地域の影響の緩和、良好な住環境の保持、市街地・地域の課題の解決に向けた基盤整備を推進します。
- ・人の流れに大きく関わる各地域拠点間や、幹線道路を結ぶ道路の整備や維持を行います。
- ・近隣市との広域的な連携や外からの経済効果を呼び込むため、国県道等の整備を促進します。
- ・自動運転、ライドシェア等の新たな交通手段の導入に向けた検討、実証実験を進めます。（☆）
- ・リニア中央新幹線開通の効果を発揮するための名古屋―中津川間の JR 中央本線の増便に向けて、強く働きかけを行います。（☆）

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
18-1	施策1 関連（定住促進） 恵那市公式 Facebook 市外在住者 フォロワー数	579 人 (R1)	1,200 人
	新規住宅用地区画数（14-1 再掲）	0 区画 (R1)	200 区画
18-2	施策2 関連（新しい働き方） 企業立地件数	0 件 (R1)	3 件
18-3	施策3 関連（交流促進） 観光消費額（16-1 再掲）	87 億円 (H30)	100 億円
18-4	施策4 関連（基盤整備） リニアまちづくり基盤整備計画前 期計画事業実施率	0.0% (R1)	65.0%

理念：担い手

基本目標：みんなでまちをつくる

基本施策[19] 市民サービスを向上させる

市民ニーズに応じた窓口サービスを提供するとともに、健全な行財政運営により、行政サービスを継続的・効果的に提供します。

【現状と課題】

○多様なニーズに応じた窓口サービスの提供

- ・「迷わせない、待たせない、書かせない」窓口をコンセプトとし、ワンストップ・スマートストップ窓口※を実施することで、手続き時間の大幅な削減を実現しています（参考例：転入手続き時間 75%減少）。市民の立場に立った公平なサービスを提供できるよう、職員の質の向上や窓口関係課との連携を図るなど、より充実した体制が求められています。
- ・多様なライフスタイルに対応するため、休日開庁など市役所の通常の開庁時間や場所にとらわれないサービスを実施しています。今後も費用対効果を考慮したサービスの更なる向上が求められています。
- ・ICTの進化やスマートフォン等の情報端末の普及が急速に進んでおり、「キャッシュレス決済」を導入するなどの対応を進めています。情報端末を活用した利便性の高いサービスの充実が求められています。

※ワンストップ窓口：お客様は動かす、各課職員が交代で対応すること。

スマートストップ窓口：職員がお客様の目的窓口へ案内し、スムーズに次の窓口へつなぐこと。

○健全な行財政運営による行政サービスの継続的・効果的な提供

- ・限られた財源と人員で、最大限に行政サービスを提供していくためには、事務事業の簡素合理化を図り、効率的な行政運営を行う必要があります。
- ・人口減少・少子高齢化の進展により、社会情勢が急速に変化する中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能で安定的な行財政基盤の確立が不可欠であります。

【課題解決のための施策】

○市民の視点に立った窓口サービスの向上を進めます

- ・市民の立場に立った公平なサービスを提供するため、職員同士の連携を図るとともに、接遇研修を継続的に実施し、行政職員の意識改革と人材育成を推進します。
- ・休日開庁など市役所の通常の開庁時間や場所で行なう窓口の業務内容の充実やお客様の目的が果たせるよりよいサービスを実現するため、費用対効果に見合ったサービスのあり方を検討します。
- ・利便性の高いサービスを実施するため、電子マネー、モバイル決済などを用いた「キャッシュレス決済」利用の普及に努め、お客様の支払い方法の選択肢を増やします。

○簡素で効率的な行政運営の確立を進めます

- ・全庁的な業務改善への取り組みの推進や、ICTの活用等による事務の効率化と生産性の向上を図り、業務の合理化を進めます。
- ・ICTを活用した事務の効率化や民間の活用等により、将来における職員構成に配慮しながら、定員数の削減を図り、総定員数及び時間外手当の適正化に向け取り組みを進めます。
- ・安定的で健全な財政構造を維持するため、将来の財政負担を見据え、地方債残高の縮減、基金の確保等による財政の健全化及び、歳入の確保に努めながら、より一層の経費の節減合理化を図り効率的で効果的な財政運営を行います。
- ・将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、長期的な視点を持って、公共施設の統廃合や長寿命化及びインフラ施設の更新や修繕などを計画的に行うこ

とにより、財政負担を軽減・平準化し、利用者の安心・安全を確保するとともに、市民の協力と理解を得ながら、公共施設等の適正な配置や維持管理に取り組みます。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
19-1	施策1関連（質の改革） 窓口サービスなどの利用者の「不満」の割合	2.3%（R1）	5.0%以下
19-2	施策2関連（量の改革） 経常収支比率	84.3%（H30）	88.0%以下
	実質公債費比率	4.3%（H30）	5.0%以下
	将来負担比率	—（H30）	0.0%以下

基本施策[20] 地域コミュニティを守り、活かす

地域の課題を自ら考え解決に取り組む力（地域自治力※）を高め、コミュニティの活性化を図ります。

※地域自治力：地域住民が主体的に参加し、地域の方向性や課題を共有し、自らの責任において自身や他の主体との連携などにより、解決する力を指す。地域自治力の向上には、次の4点が求められます。①地域住民がつながる、②地域が向かうべき方向を共有する、③地域の課題を見つける、④地域の課題を解決する。

【現状と課題】

○地域コミュニティの希薄化と自治会再編に向けた取り組み

- ・価値観やライフスタイルの多様化により、未加入・脱退により自治体に参加しない世帯がある中で、隣近所を始めとしたコミュニティの希薄化が進み、防犯、防災などへの影響が憂慮されています。
- ・自治会未加入の原因は主に「会費がかかる」、「人との関わりがわずらわしい」、「役職が回ってくる」の3点に整理されます。自治会への加入を働きかける際に、活動内容、利点、負担について適切な情報提供が求められます。地域によっては自治会の編成や役職のあり方も含め検討する動きが出てきています。

○住民が参画しやすい体制づくりと自治力の向上

- ・定住促進、子育て、福祉など、地域にとって重要な課題については、実情に応じて、地域で自ら考え解決に取り組むきめ細かな対応が求められています。
- ・地域づくりに必要な課題の洗い出しや後継者の育成のためには、世代、性別などの違いを超えて、居住者に関わらず出身者・都市部の住民など、多様な担い手が参画し、意見を出し合うことができる体制を構築することが求められています。
- ・地域課題の解決のためには、目標を明確にし、地域の人材や団体の連携・協力を高めて、地域計画を共有し、進行を管理していく体制が求められています。

【課題解決のための施策】

○地域自治の体制を整えます

- ・地域運営支援員の活用により地域自治区や住民の自治意識の醸成を進め、地域の維持、活性化を図る取り組みを実施します。
- ・まちづくり活動助成金やふるさと応援寄付金の活用のほか、安定的な地域の自主財源の確保に取り組みます。
- ・自治会未加入世帯にも地域の行事やイベント等への参加を促し、地域コミュニティとのつながりを強める取り組みを実施します。
- ・地域自治区ごとに策定される地域計画の目標達成に向けて、地域の人材や団体の連携・協力を高めて、施策・事業の適切な進行管理を行います。

○地域の自治力を高めます

- ・地域を超えて、課題を共有し、多様な主体が連携・協力して課題解決に取り組める仕組みを構築します。
- ・外部の人材の活用により、新鮮な視点からの地域の活性化を図ります。
- ・サービスや生活機能を集約した、小さな拠点づくりを推進し、効果的なコミュニティ活動を推進します。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
20-1	施策1関連（体制整備） 地域計画の進捗率	90.9%（H30）	100.0%
	ふるさと納税件数	3,171件（R1）	15,000件
20-2	施策2関連（自治力向上） 地域間連携の地域数	10地域（H30）	13地域

基本施策[21] まちの担い手が育ち、つながる

まちづくりに参加する個人や団体を育成し、多様な担い手（地域自治区、個人、団体、企業、学校など）の連携・協力を高めて、地域を担う力を高めます。

【現状と課題】

○地域のまちづくり活動に気軽に参加できる体制

- ・価値観の多様化により、地域のまちづくり活動への参加意識が希薄化しています。高齢化や若い世代の減少により、活動の停滞が心配されます。
- ・地域のまちづくり活動には、地域住民だけでなく、出身者、都市部の住民など、多様な主体が参加できる機会や体制を生み出すことが有効です。
- ・楽しみながら気軽に地域のまちづくり活動に参加でき、仲間を作れる活動・場の提供、負担となっている活動内容、行事、役職の見直しなどが求められています。

○まちづくりを担う力を高める

- ・若い世代を中心としたまちづくりの担い手（リーダー、参加者）を育成する機会と体制が求められています。
- ・高齢化社会の進行と健康寿命の延伸により、まちづくりの担い手となる元気な高齢者が増加します。
- ・地域の枠を超えて活動するNPO法人など各種団体について、育成、活躍できる機会・場の拡大、認知向上のための支援が重要です。
- ・多様な担い手の間で、情報を共有し、連携・協力を高めることができる体制が求められています。地域を超えて、課題解決のための情報を共有し、スケールメリットを活かして課題に取り組むことが重要です。

【課題解決のための施策】

○多くの人が地域のまちづくりに参加できる機会・場をつくります

- ・コミュニティセンターを地域のまちづくり活動の拠点として整備し、年代や性別などを超えて、多様な人材が気軽に集まれる場づくりを進めます。
- ・地域内外にまちづくりの情報を発信し、活動内容を共有して参加者の拡大を図ります。
- ・誰もが気軽に参加できるように、地域のまちづくり活動の財源や担い手の負担の軽減等について支援を行います。

○まちづくりの担い手を育成し、多様な主体の連携・協力を高めます

- ・若い世代が関心を持つようなまちづくり活動を充実させ、次世代の担い手育成を推進します。
- ・高齢者がまちづくりに参加しやすくするための取り組みを進めます。
- ・地域を超えて活動するNPO法人などの担い手の活動を支援します。
- ・担い手がそれぞれの情報を発信し、互いに共有できるような取り組みを進めます。
- ・多様な担い手が連携・協力し、より効果的・効率的な活動ができるようにするための仕組みを構築します。

【目標指標】

	指標	基準値 (基準年度)	目標値 (令和7年度)
21-1	施策1関連（地域活動） 大学生がまちづくり活動に携わった回数（協定締結大学）	9回（R1）	15回
21-2	施策2関連（担い手育成・連携） 市民活動団体継続の割合	70.0%（R1）	75.0%

○計画の実現に向け、行政運営の指針を示します。

■計画の実現に向けた行政運営

- 計画の実現には、市（財政）の存続が前提となります。そのため、長期的な視点で財政計画を進行管理し、健全な財政運営を進めるとともに、行財政改革（「質」と「量」の改革）を進めます。
- 限られた財源の中で施策・事業を推進していくためには、市民ニーズを的確に把握し、効率的・効果的な行政運営を行う能力が求められます。施策や事業を適切に進めるため、行政全体の政策形成能力の向上を図ります。

■総合計画と地域計画

- 総合計画は、行政のみが進める計画ではなく、市民・地域自治区・企業・各種団体などさまざまな主体が目標達成に向けて参画・連携する計画です。
- 総合計画の策定に先立ち、13の地域自治区では、「地域計画」を策定しています。地域計画は、各地域が多様な世代の意見を踏まえ、それぞれ直面している課題を明確にし、対応策を立案したものです。各地域の課題にきめ細かく対応するため、総合計画と地域計画とは、「地域の自治」と「広域的な自治」の観点から相互に補完し合い、連携しながら課題解決に向かいます。

■総合計画と個別計画

- 総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための「市の最上位の計画」であることから、さまざまな分野における個別計画が総合計画のアクションプランとなるべく、整合性を取りながら計画の推進を図っていきます。

■地域の維持に向けた目標人口

- 基本構想では、「地域を維持」するため、合計特殊出生率と社会動態に着目して、目標人口を設定しました。目標人口 46,000 人に向けた算出のポイントは、次のとおりです。

■算出のポイント

平成 30 年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」において、恵那市は令和 7（2025）年に 45,690 人になると推計された。

国の長期ビジョンと岐阜県人口ビジョンにおいて想定する条件に基づいて目標人口を算出した。

算出の条件は、合計特殊出生率の水準を令和 12（2030）年に 1.8 程度、令和 22（2040）年に 2.07 程度に上昇させ、かつ、令和 22（2040）年までに移動（社会動態）を均衡させるというもの。

①合計特殊出生率の水準を上げる

平成 29 年：1.45 → 令和 7 年：1.70
(→ 令和 12 年：1.80 → 令和 22 年：2.07)

②社会動態を均衡させる(純移動率をゼロとする)

平成 30 年：△88 人 → 令和 22 年：0 人

③令和7年の目標人口

目標：46,000 人（推計との差：+310 人）

- 人口減少対策を具現化する際には、「はたらく」、「たべる」、「くらす」、「まなぶ」の4つの視点を重視して取り組みます。

■計画の推進

- 計画の推進に当たっては、「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「見直し（Action）」を繰り返す PDCA サイクルの考え方に基づいた進行管理を徹底します。
- 具体的には、毎年度、施策ごとに設定した目標指標の推移や事業の執行状況などを確認し、施策の進行状況を把握・評価するとともに、その結果を公表します。
- 評価結果を踏まえて、事業の見直しや新たな事業の立案などを行い、計画を着実に推進します。

資料編

1. 計画策定の体制

2. 計画策定の経過

3. 総合計画審議会

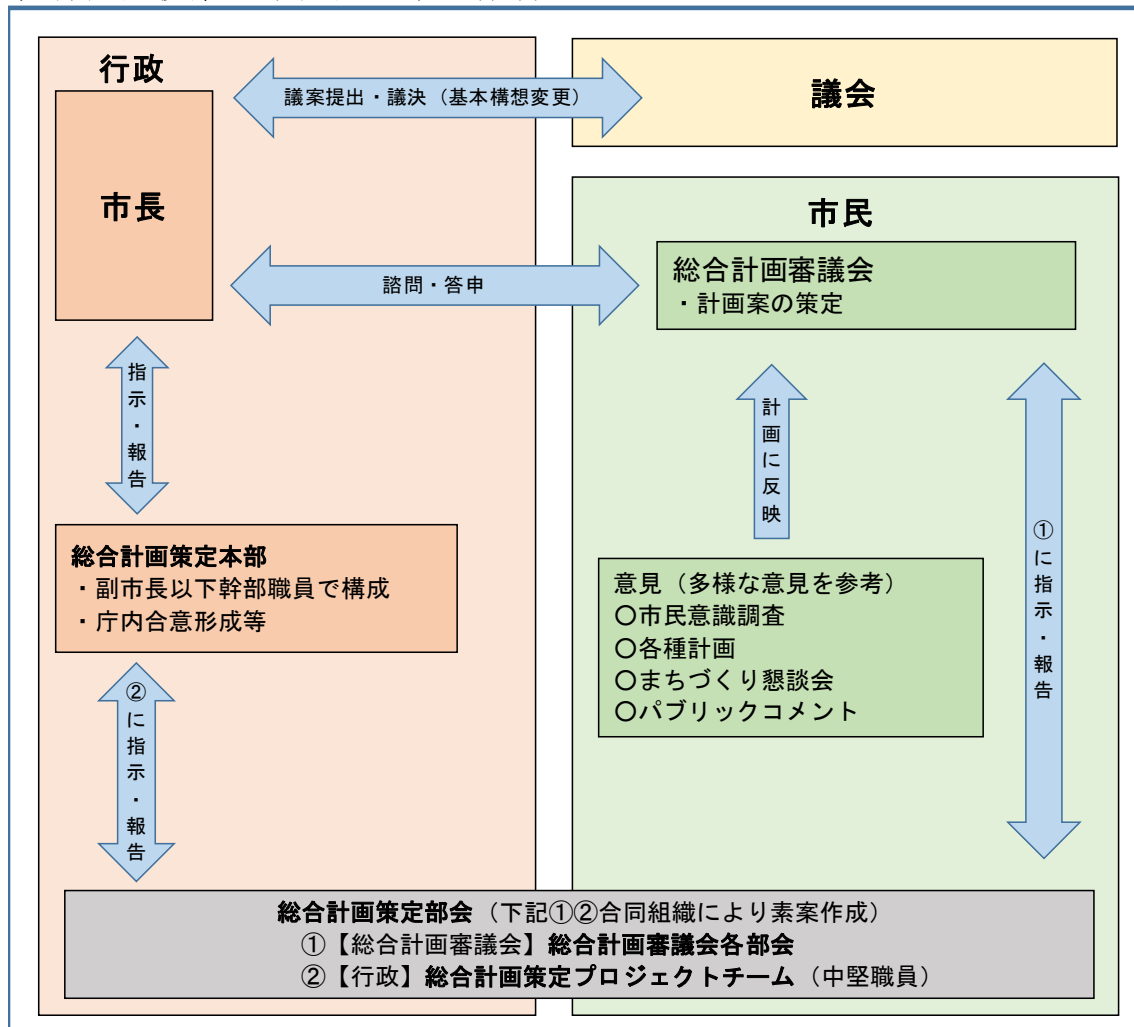
- (1) 条例・規則等
- (2) 審議会名簿
- (3) 諮問文
- (4) 答申文

4. 目標指標一覧

1. 計画策定の体制

第2次恵那市総合計画後期基本計画は、多様な主体が目標達成に向けて参画・連携する計画を目指し、市民の参画のもと策定しました。

総合計画後期基本計画の策定体制



2. 計画策定の経過（市民の声）

●総合計画審議会

令和元年6月7日、市長の諮問を受け、学識経験者、関係機関及び公募委員により構成される審議会において、計画案を審議し（計5回開催）、令和2年8月7日、市長に計画案の答申を行いました。

●総合計画策定部会

総合計画審議会委員と市役所職員（プロジェクトチーム）で構成する4つの部会において、計画の素案を検討しました（4部会で計17回開催）。

●市民意識調査

令和元年度、市民 2,500 人を対象としたアンケートを実施し、市民ニーズや市政に対する要望などをお聞きしました（有効回答数：1,190 人、有効回答率：47.6%）。

●新成人アンケート

令和元年度、新成人 611 人を対象としたアンケートを実施し、若者の働き方や結婚観について意見をお聞きしました（有効回答数：263 人、有効回答率：43.0%）。

●地域自治区会長会議

令和2年度、各地域（13 地域）の代表者で構成された会議にて、計画案の説明を行い、意見をお聞きしました。

●パブリックコメント

令和2年7月1日から7月22日まで、計画案について、広報、市ホームページ等で公開し、市民から意見を募りました（4人から9件の意見あり）。

時 期		市 議 会	総合計画審議会	策 定 部 会	市役所 内 部		市 民 参 画 の 機 会	内 容
					本 部 会 議	プ ロ ジ ェ ク ト チ ーム		
平 成 31 年	3月	●						計画案策定の情報提供
	4月							
令 和 元 年	5月				●			全体説明
	6月		●	●				諮問、全体説明
	7月					●		役割分担の確認
	8月			●			●	課題・施策の整理（１） 市民意識調査実施
	9月			●				課題・施策の整理（２）、人口・事業検討
	10月			●				課題・施策の整理（３）、人口・事業検討
	11月			●	●	●		課題・施策の整理（４）、事業検討
	12月		●					部会意見の整理 総合戦略案（１年延長）提示
	1月				●	●	●	計画案の調整 新成人アンケート実施
	2月				●			計画案の調整
	3月		●					総合戦略案（１年延長）の書面決議
令 和 2 年	4月							
	5月							
	6月	●	●		●			パブリックコメントに向けた計画案の調整 パブリックコメント実施の情報提供
	7月				●		●	パブリックコメントの実施 地域自治区会長会議で説明
	8月	●	●					計画案の確定・答申 計画案（基本構想）の情報提供
	9月	●						計画案（基本構想）を議決

3. 総合計画審議会

(1) 条例・規則等

平成26年3月20日条例第2号

恵那市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称するものをいう。

(2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた基本目標及びその方向性を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の体系及びその方針を示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

2 市長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

(市政運営の基本方針)

第4条 市は、その事務を処理するに当たっては、総合計画に即して行うものとする。

2 市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会)

第5条 市長の附属機関として、恵那市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、市長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合にお

ける補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審議会への諮問）

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

（意見の聴取）

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等から意見を聴くものとする。

（議会の議決）

第8条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

（公表）

第9条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

（策定後の処置）

第10条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について、適宜公表するものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、総合計画について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（恵那市総合計画審議会条例の廃止）

2 恵那市総合計画審議会条例（平成17年恵那市条例第13号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に策定されている恵那市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

恵那市総合計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、恵那市総合計画条例第5条第5項（平成26年恵那市条例第2号）の規定に基づき、恵那市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 会長は、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、まちづくり企画部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月22日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規則第19号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

恵那市総合計画策定部会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための指針となる恵那市総合計画素案を市民との協働により創り上げるため、恵那市総合計画策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 策定部会の名称及び所掌事務は、総合計画審議会で定められたものとする。

2 策定部会は、恵那市総合計画素案を作り上げるためにそれぞれ必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 策定部会は、次の者（以下「委員」という。）によって組織する。

(1) 恵那市総合計画策定プロジェクトチーム設置規程（平成17年2月25日決裁）第4条に定める構成員

(2) 恵那市総合計画審議会規則（平成26年恵那市規則第2号）第5条に定める部会の構成員

2 委員の任期は、恵那市総合計画の策定が終了するまでとする。

(部会長等)

第4条 策定部会に、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の中から互選する。

3 部会長は、策定部会を代表し、会務を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定部会の会議は、それぞれ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要と認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き又は説明を受けることができる。

(庶務)

第7条 策定部会の庶務は、まちづくり企画部企画課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第63号の2）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第66号）

この告示は、平成26年6月26日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第64号の3）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第44号の1）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 審議会名簿

恵那市総合計画審議会名簿

	NO	氏 名	選出区分	選出団体等	策定部会				備考
					安心	快適	活力	人口	
◎	1	服部 敦	学識経験を有する者	中部大学	—	—	—	—	
○	2	丸山 文憲	市民を代表する者	恵那市地域自治区会長会議		●		●	R2.3退任
	3	岡本 光美							R2.6就任
○	4	山内 達雄	市民を代表する者	恵那市地域自治区会長会議	●				副部会長（安心） R2.6副会長就任
	5	足立 健二	市長が必要と認める者	えなの森林づくり推進委員会		●			
	6	岩井 慶次	市長が必要と認める者	恵那市防災研究会	●				部会長（安心）
	7	遠藤 茂樹	市長が必要と認める者	恵那市民生委員児童委員協議会	●				
	8	大木 三恵	市長が必要と認める者	恵那市PTA連合会		●		●	部会長（人口） R2.3退任
	9	田中 正							R2.6就任
	10	勝 滋幸	市長が必要と認める者	恵那市農業振興協議会			●		部会長（活力）
	11	鎌田 基予子	市長が必要と認める者	恵那市教育委員会			●	●	
	12	木藤 豪	市長が必要と認める者	恵那市こども園保育園保護者会連合会	●			●	R2.3退任
	13	柘植 久雄							R2.6就任
	14	小林 規男	市長が必要と認める者	社会福祉法人恵那市社会福祉協議会	●			●	副部会長（人口）
	15	塚田 太郎	市民を代表する者	恵那市地域自治区会長会議			●		副部会長（活力） R2.3退任
	16	平林 道博							R2.6就任
	17	西尾 教行	市長が必要と認める者	公益財団法人恵那市文化振興会		●			R2.12退任
	18	西部 良治							R2.3就任
	19	堀 鑛	市長が必要と認める者	恵那市恵南商工会	●			●	R2.3退任
	20	水野 良則							R2.6就任
	21	村上 誠治	市民を代表する者	公募		●			部会長（快適）
	22	山口 鉦一	市長が必要と認める者	公益財団法人恵那市体育連盟			●		
	23	山本 好作	市長が必要と認める者	恵那商工会議所			●	●	
	24	渡辺 康正	市長が必要と認める者	明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会		●			副部会長（快適）
	25	渡會 延彦	市長が必要と認める者	一般社団法人恵那市観光協会			●		R2.3退任
	26	小川 智明							R2.6就任

- ・令和元年6月7日、委員19人委嘱（任期2年）。
- ・会長は◎、副会長は○、他の委員は五十音順。任期途中で交代した委員は前任者の次に記載。敬称略。
- ・策定部会は、安心部会、快適部会、活力部会及び人口減少対策部会の4部会。
- ・策定部会は、審議会委員18人（会長除く。）及び市役所職員12人の30人で構成。

(3) 諮問文

ま企第 442 号
令和元年 6 月 7 日

恵那市総合計画審議会
会長 服部 敦 様

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市総合計画及び総合戦略の策定について（諮問）

貴審議会に対し、恵那市総合計画条例第 6 条の規定に基づき、下記のとおり諮問
します。

記

1 諮問事項

- (1) 第 2 次恵那市総合計画後期基本計画の策定について
- (2) 第 2 次恵那市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

2 諮問理由

本市では、平成 27 年度に第 2 次恵那市総合計画を策定し、「人口減少対策」及び「市（財政）の存続」を全施策・事業を行う上での優先する視点として位置付け、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでいるところです。

加えて、地域経済の縮小を克服し、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりを目指して、恵那市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に取り組んでいるところです。

こうした中、総合計画前期基本計画は令和 2 年度をもって、総合戦略は本年度をもって最終年を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえるとともに、「はたらく」、「たべる」、「くらす」の視点を新たに盛り込み、本市が更に発展できるよう、総合計画後期基本計画及び次期総合戦略の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

(4) 答申文

令和2年8月7日

恵那市長 小坂 喬峰 様

恵那市総合計画審議会
会長 服部 敦

恵那市総合計画及び総合戦略の策定について（答申）

令和元年6月7日付けま企第442号で諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり結論を得ましたので答申します。

計画策定期間中に発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界中に広がり、私たちが「当たり前」と思っていた様々な日常を一変させ、価値観や社会のあり方に大きな変化をもたらしました。

市長におかれましては、コロナ禍による大きな社会変動のうねりの中、リスクに対する強靱性を高めることで安心・安全な暮らしを実現させ、地域資源を最大限に活用することで地域活性化と持続可能な社会への転換を推し進め、新しい技術を活用することで時代に対応した暮らし方や働き方を追求されることを期待します。

その際、急激な社会の変化に戸惑う市民に対して、格差が生じないよう手を差し伸べ、誰もが活躍する社会の実現に努め、生活の豊かさを実感できる「新たな日常」の定着に向けて総合計画及び人口ビジョン・総合戦略に掲げる諸施策が的確に推進されることを強く要望します。

記

別冊

- (1) 第2次恵那市総合計画後期基本計画
- (2) 第2期恵那市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

4. 目標指標一覧

NO	基本施策	目標指標	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
1	[1] 安心して子どもを育てられる	出生数に対する小学校入学児童数の伸び率	4.8%	9.2%	出生の7年後、小学校に入学する児童数の伸び率
2		理想とする子ども数と実際に持つつもりの子どもの数の差	0.6人	調査ごとに縮小	理想とする子ども数と実際に持つつもりの子どもの数との差（市民意識調査）
3		こども園保護者評価の「園経営及び教育・保育」について「とてもそう思う」の割合	57.8%	62.0%	こども園保護者評価の「園経営及び教育・保育」について「とてもそう思う」と回答した者の割合
4		放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人	放課後児童クラブの利用対象となる児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童数
5		学習支援講座「恵那地域未来塾」の開設講座数	10講座	20講座	学校の教育課程外で実施している学習支援講座「恵那地域未来塾」の開設講座数
6	[2] 安心して働ける	新規高卒者のハローワーク恵那管内事業所への就職者数割合	31.1%	35.0%	新規高卒者の恵那管内事業所への就職者数割合
7		市外転出者のうち「職業上」を理由とする者の割合	44.2%	41.4%	市外転出者の「職業上」を理由とする者の割合
8		就労継続支援A型及びB型事業所への通所者数	198人	264人	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者について、雇用契約を結び利用するA型と雇用契約を結ばないで利用するB型の事業所への通所者数
9		ワークライフバランス推進企業数	85事業所	120事業所	仕事と家庭の両立支援に取り組む企業・団体を岐阜県が「ワークライフバランス推進企業」として登録した数
10	[3] 安心して日々を暮らせる	介護保険認定率	17.0%	18.6%以下	介護保険事業における要支援・要介護者の認定率
11		障がい者理解教育推進校として障がいについての理解促進に取り組む学校の児童・生徒数	148人	430人	市内の小中学校のうち、障がい者に対する理解を目的とするカリキュラムに取り組む学校の児童・生徒数
12		福祉総合相談窓口の連携強化	130件	180件	市役所に設置した福祉総合相談窓口において、相談を受け、関係機関に引き継ぐことができた件数
13		個別施設管理計画に基づく維持・補修・更新の実施状況（橋梁）	2橋	14橋	個別施設計画に位置付ける橋梁の維持・補修・更新の実施状況（累計）
14		重要給水施設管路の耐震化率	44.5%	57.3%	災害時の避難所等、市内の重要給水施設（47施設）へ配水する管路（78.4km）の耐震化率（累計）
15		污水处理施設の耐震化率	90.0%	100.0%	市内に10カ所ある污水处理施設の耐震化率（累計）
16		1世帯1日当たりのごみ排出量	2.0kg	1.7kg	1世帯の1日当たりのごみ排出量

NO	基本施策	目標指標	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
17	[4] 健康な体を維持できる	医療環境が「やや良い」以上と感じている市民の割合	17.7%	18.0%	恵那市の医療環境が「良い」「やや良い」と回答した者の割合（市民意識調査）
18		バイスタンダーCPR実施率	40.0%	43.0%	一次救命処置において、救急隊到着までの間にバイスタンダー（けが人や急病人が発生した場合、その付近に居合わせた人）が行う心肺蘇生処置（CPR）の実施率
19		高血圧の改善（中等症高血圧160／100mmHg以上の者の割合）	男性 8.9% 女性 5.8%	男性 5.7% 女性 4.3%	中等症高血圧160／100mmHg 以上の者の割合
20		糖尿病の改善（ヘモグロビンA1c6.5%以上の治療割合）	男性64.5% 女性60.0%	男性75.0% 女性75.0%	糖尿病の血液検査項目であるヘモグロビンA1c6.5%以上で治療している人の割合
21	[5] 犯罪や事故から身を守る	犯罪率（人口1,000人当たりの刑法犯認知件数）	4.4件	3.8件	人口1,000 人当たりの刑法犯認知件数
22		スクールゾーン（小学校を中心とした半径約500メートルの範囲）内通学路での安全対策実施率（市道）	34.2%	100.0%	スクールゾーン内（小学校を中心として半径約500メートルの範囲）において、実施した交通安全対策（カラー舗装、車線分離標（ポストコーン）、イメージハンプ等）の実施率（累計）
23		人身交通事故発生件数	72件	42件	人身交通事故発生件数
24	[6] 災害から生活を守る	災害時避難行動要支援者個別支援計画策定率	0.0%	100.0%	自治会単位で、災害時に支援が必要な方を把握し、災害時にどのように避難するかを明らかにする計画の策定率（累計）
25		緊急避難場所を知っている市民の割合	77.7%	89.0%	緊急避難場所を「知っている」と回答した者の割合（市民意識調査）
26		総合防災訓練参集者の割合	47.2%	49.3%	総合防災訓練参集者の割合
27	[7] 豊かな自然を守り、活かす	市内民有林間伐等整備面積	593ha	5,400ha	市内の民有林の間伐等面積（累計）
28		協定農用地面積	1,328ha	1,401ha	多面的機能の維持のため協定農用地面積（累計）
29		耕作放棄地解消面積	5ha	73ha	耕作放棄地解消面積（累計）
30		都市農村交流人口	2,385人	17,300人	田植え、稲刈りなど各種農業体験で恵那市を訪れた方の延べ人数（累計）
31	[8] 独自の歴史・文化を守り、活かす	文化振興会が開催する伝統芸能大会・文化祭の参加者数	4,721人	5,000人	文化振興会が開催する伝統芸能大会・文化祭の参加者数
32		中山道広重美術館・岩村歴史資料館・ひしや資料館の入館者数	78,801人	96,000人	中山道広重美術館・岩村歴史資料館・ひしや資料館の入館者数

NO	基本施策	目標指標	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
33	[9] 美しく使いやすいまちをつくる	特定空家解消率	50.0%	92.3%	特定空家の取り壊しなどが進んでいる割合
34		都市計画道路整備率	49.0%	52.0%	都市計画道路の整備率（累計）
35		地籍調査実施率	41.8%	43.6%	地籍調査事業により登記が完了した面積の割合（累計）
36	[10] 行きたいところへ行ける	公共交通機関の年間利用者数	761,490人	800,000人	明知鉄道、路線バス、自主運行バス、デマンド交通、地域有償運送の年間利用者数
37	[11] モノや情報が容易に得られる	日用品の買い物に不便を感じた市民の割合	8.1%	7.6%	「日用品の買い物に不便を感じた」と回答した者の割合（市民意識調査）
38		市民へのICTサービス提供数	0件	15件	市民に直接影響するICT事業の実施数（累計）
39	[12] 誰もが学び続けられる	「家で、自分で計画を立てて勉強をしている（小6）」の全国平均との差	7.4%	8.0%	全国学力・学習状況調査の質問項目中、「家で自分で計画を立てて勉強をしている児童（小6）」の比較数
40		「家で、自分で計画を立てて勉強をしている（中3）」の全国平均との差	4.6%	5.0%	全国学力・学習状況調査の質問項目中、「家で自分で計画を立てて勉強をしている児童（中3）」の比較数
41		学んで生かす人（生涯学習で得た知識や成果を生かして、地域や社会に還元していく人）	0人	40人	生涯学習で得た知識や成果を生かして、地域や社会に還元していく人の数（累計）
42		「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある（小6）」の全国平均との差	△4.5%	全国と同水準	全国学力・学習状況調査の質問項目中、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある（小6）」との比較数
43		「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある（中3）」の全国平均との差	8.4%	10.0%	全国学力・学習状況調査の質問項目中、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある（中3）」との比較数
44	[13] 暮らしに豊かさが感じられる	スポーツ施設の利用者数	360,738人	363,000人	スポーツ施設、学校開放施設の年間利用者数
45		学んで生かす人（生涯学習で得た知識や成果を生かして、地域や社会に還元していく人）（基本施策12の指標再掲）	0人	40人	生涯学習で得た知識や成果を生かして、地域や社会に還元していく人の数（累計）
46		競技人口	4,200人	4,200人	競技スポーツを行う人数
47	[14] もっと住みたいまちになる	新規住宅用地地区画数	0区画	200区画	新規住宅用地の区画数（累計）
48		20～39歳女性人口に占める20～39歳女性転出者数の割合	△2.63%	△1.84%	20～39歳女性人口に占める20～39歳女性転出者数の割合
49		空き家バンク成約数	27件	33件	空き家バンクを通して賃貸又は売買が成立した数

NO	基本施策	目標指標	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
50	[15] 産業をつくり、育てる	恵那市商工振興補助金を活用した事業件数	34件	50件	市内の商工業を応援するための補助金（起業・創業、商品開発、商店街空き店舗対策などの事業を実施する事業者の経費の一部を補助するもの）の活用数
51		6次産業化に取り組む生産者団体等数	3件	9件	補助事業を活用し、6次産業化に取り組む生産者団体等の数（累計）
52		林業就業者数	54人	65人	林業従事者の数
53		農業の担い手経営体数	114件	120件	地域の農業を担う農業者数
54		商店街の空き店舗活用件数	4件	7件	商店街の空き店舗活用件数（累計）
55	[16] もっと訪れたいまちになる	観光消費額	87億円	100億円	観光地点を訪れた観光入込客の総消費額（都道府県内の観光地点を訪れた観光客を対象に、訪問地点数・観光地点消費額単価等について調査したもの）
56		外国人延べ宿泊者数	18,000人	30,000人	市内宿泊施設の年間外国人宿泊者数
57		スポーツ交流人口数	13,425人	26,000人	市外から訪れスポーツに親しむ人数
58	[17] 資源を活かし、まちを潤す	1世帯1日当たりのごみ排出量（基本施策3の指標再掲）	2.0kg	1.7kg	1世帯の1日当たりのごみ排出量
59		木の駅間伐材取扱量	860t	7,000t	市内の木の駅実行委員会数（4団体）（累計）
60		市民が1年間に必要とする総カロリーに占める市内生産農作物カロリーの割合	56.3%	63.0%	市民が必要とするカロリー量に対する市内で生産される農作物のカロリー量
61		学校給食での地場産物使用率	20.9%	26.0%	学校給食に使用した地場産物の割合
62		年間資源リサイクル率	61.8%	65.0%	年間の資源リサイクル率

NO	基本施策	目標指標	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
63	[18] リニア新幹線開通を活かす	恵那市公式Facebook市外在住者フォロワー	579人	1,200人	恵那市公式Facebook市外在住者フォロワー数
64		新規住宅用地区画数（基本施策14の指標再掲）	0区画	200区画	新規住宅用地の区画数（累計）
65		企業立地件数	0件	3件	企業立地件数（累計）
66		観光消費額（基本施策16の指標再掲）	87億円	100億円	観光地点を訪れた観光入込客の総消費額（都道府県内の観光地点を訪れた観光客を対象に、訪問地点数・観光地点消費額単価等について調査したもの）
67		リニアまちづくり基盤整備計画前期計画事業実施率	0.0%	65.0%	リニアまちづくり基盤整備計画において計画されている事業のうち、前期計画の整備延長ベースでの実施率
68	[19] 市民サービスを向上させる	窓口サービスなどの利用者の「不満」の割合	2.3%	5.0%以下	窓口サービスなど「不満」と回答した者の割合（市民意識調査）
69		経常収支比率	84.3%	88.0%以下	毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合
70		実質公債費比率	4.3%	5.0%以下	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの
71		将来負担比率	—	0.0%以下	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの
72	[20] 地域コミュニティを守り、活かす	地域計画の進捗率	90.9%	100.0%	地域計画の進捗率（累計）
73		ふるさと納税件数	3,171件	15,000件	ふるさと納税の件数
74		地域間連携の地域数	10地域	13地域	地域間連携の地域数
75	[21] まちの担い手が育ち、つながる	大学生がまちづくり活動に携わった回数（協定締結大学）	9回	15回	大学生がまちづくり活動に携わった回数
76		市民活動団体継続の割合	70.0%	75.0%	まちづくり市民活動補助金助成終了後も活動を継続している団体の割合

**第 2 次恵那市総合計画
後期基本計画**

令和 3 年度～令和 7 年度

発 行 / 令和 2 年 10 月

発行者 / 恵那市役所

まちづくり企画部 企画課

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1

TEL 0573-26-2111